第６次
枕崎市総合振興計画

後期基本計画

（令和３年度～令和７年度）

枕崎市

第６次枕崎市総合振興計画後期基本計画について

市では，平成28年度から令和７年度までの10年間を計画期間とする第６次枕崎市総合振興計画を平成28年３月に策定し，政策課題ごとに６つの目標を掲げ，将来都市像である「活力ある地場産業に支えられ，人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」の実現に向け，取り組んでまいりました。

施策の推進に際しては，平成28年度から令和２年度までの５年間を計画期間とする前期基本計画に定めた施策の基本的方向性に沿って，本市が抱える課題等の解決のため，様々な具体的事業を展開してきたところです。この前期基本計画の計画期間満了に伴い，このたび，令和３年度から７年度までの５年間を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

この後期基本計画は，総合振興計画の柱である10年間の基本構想をもとに，前期基本計画の成果及び課題等はもとより，新型コロナウイルス感染症の影響，今後進められる行政のデジタル化等を含めて，社会経済情勢の変化を的確に踏まえながら，本市の目指す将来都市像の実現に向けて，計画期間中に取り組むべき施策の概要及び基本的な方向性を掲げたものです。

後期基本計画の推進に際しましては，この計画を基本とする各分野の個別計画等により具体的に進められることとなりますが，住民福祉の向上を最優先に，将来都市像の実現，そして市民一人一人の幸せを実現するため，市民の皆さんと一体となって取り組んでまいります。

■　将来都市像

「活力ある地場産業に支えられ，人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」

■　政策課題ごとの目標

1　安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり（生活環境）
2　快適で便利なコンパクトなまちづくり（都市基盤）
3　人と物が交流し，活力みなぎるまちづくり（産業経済）
4　健康ですべての人々にやさしいまちづくり（健康・福祉）
5　豊かな人間性と文化を育むまちづくり（教育文化）
6　着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり（行財政）

■　後期基本計画の期間

令和３年度から令和７年度までの５年間

目　次

第１章　安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり（生活環境） ..... - 1 -
1-1　世代に合わせた快適な住環境づくりの推進 ..... - 1 -
1-2　きれいな水環境の整備 ..... - 4 -
1-3　環境にやさしい潤いのある社会の実現 ..... - 7 -
1-4　災害に強いまちづくりの推進 ..... - 12 -
1-5　市民生活の安心・安全の確保 ..... - 15 -
第２章　快適で便利なコンパクトなまちづくり（都市基盤） ..... - 18 -
2-1　社会的責任に基づく計画的な土地利用の推進 ..... - 18 -
2-2　求心力のある市街地の形成 ..... - 20 -
2-3　道路交通ネットワークの整備 ..... - 22 -
2-4　高度な情報通信機能の整備 ..... - 25 -
第３章　人と物が交流し，活力みなぎるまちづくり（産業経済） ..... - 27 -
3-1　地域経済を牽引する水産業・水産加工業の振興 ..... - 27 -
3-2　地域に根ざした農林業の振興 ..... - 33 -
3-3　豊かな暮らしと地域社会を支える商工業の振興 ..... - 40 -
3-4　雇用環境と就業環境の充実 ..... - 45 -
3-5　地域の魅力を増幅する観光の振興と地域間交流 ..... - 48 -
第４章　健康ですべての人々にやさしいまちづくり（健康・福祉） ..... - 52 -
4-1　生涯を通じた健康づくりの推進 ..... - 52 -
4-2　質の高い医療サービスの充実 ..... - 55 -
4-3　安定的な社会保障制度の継続 ..... - 57 -
4-4　安心して子どもを生み育てられる環境づくり ..... - 58 -
4-5　誰もが自立した生活ができる福祉の充実 ..... - 64 -
4-6　高齢者が安心して生活できる仕組みづくり ..... - 68 -
4-7　地域包括ケアシステム構築に向けた取組 ..... - 70 -
第５章　豊かな人間性と文化を育むまちづくり（教育文化） ..... - 74 -
5-1　人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進 ..... - 74 -
5-2　豊かな人間性を育む生涯学習の推進 ..... - 78 -
5-3　豊かなスポーツライフの実現 ..... - 81 -
5-4　伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興 ..... - 84 -
5-5　多様な国際交流の推進 ..... - 86 -
第６章　着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり（行財政） ..... - 87 -
6-1　協働のまちづくりの実践 ..... - 87 -
6-2　質の高い市民サービスの実現 ..... - 91 -
6-3　着実で積極的な行財政改革の推進 ..... - 94 -
6-4　生活圏の拡大に対応した広域行政の推進 ..... - 98 -

第１章　安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり（生活環境）

1-1　世代に合わせた快適な住環境づくりの推進

〔施策の体系〕

- 1-1　世代に合わせた快適な住環境づくりの推進
  - （１）多様なニーズに対応した良質な住宅の整備
    - ①　公営住宅建替事業及び長寿命化事業の推進
    - ②　民間住宅対策の充実
    - ③　移住しやすい生活環境の整備
  - （２）地域にふさわしい緑空間の整備
    - ①　都市公園の整備
    - ②　緑化の推進

(1) 多様なニーズに対応した良質な住宅の整備

〔基本的方向〕

住宅については，高齢者をはじめとする多様な市民ニーズに対応した計画的な整備や長寿命化を進めていくとともに，地域の実情にあった公営住宅の供給等に努めます。

移住希望者等に対するお試し居住用住宅の拡充をはじめとする様々な取組により，移住しやすい環境づくりに取り組みます。

また，市内に点在する空き家住宅対策として，移住希望者に対する空き家バンク制度による情報提供や住宅取得・リフォームへの支援等を推進し，市街地の再生・にぎわい創出のため良質な住宅の供給等に努めます。

〔施策の概要〕

①　公営住宅建替事業及び長寿命化事業の推進

- 公営住宅の建替えに当たっては，高齢者・障害者世帯向け住宅や子育て世帯向け住宅など，少子・高齢社会にも対応した多様なタイプの住宅の供給を推進します。
- 老朽化した木造住宅や狭あいな住宅については建替を推進し，耐用年数のある住宅については，長寿命化や居住水準の向上を図っていきます。

②　民間住宅対策の充実

- 木造住宅の耐震化を推進するため，耐震診断及び改修への補助金を交付します。
- がけ地近接等危険住宅移転事業により，危険な住宅から安全な住宅へ移転するため補助金を交付します。
- 空き家バンクの取組を充実させ，市内の空き屋情報を様々な手段で発信し，居住可能な住宅の利活用を推進するとともに，空き地利用を推進するための施策を検討します。

③　移住しやすい生活環境の整備

- 移住希望者に対し，住宅情報をはじめ移住後の生活に必要となる情報を，幅広く提供する体制を整えます。
- 移住希望者等に対する移住体験ツアーほか移住支援策を拡充するとともに，空き家探しや改修・補修の間など，移住した後の一定期間に居住できる定住支援用住宅の整備についても検討します。
- 移住者に対する住宅取得・リフォームへの補助をはじめ，移住支援金など移住を誘引するための施策を充実します。
- 本市出身者等の交流の場をオンラインにより提供するなど，関係人口の増加に向けた取組を推進します。

(2) 地域にふさわしい緑空間の整備

〔基本的方向〕

豊かな自然や歴史に培われた文化的な風土の中で，ゆとりや潤いを感じながら生活することができるよう，また市民のレクリエーションや憩いの場，健康と体力づくりの場として快適に利用できるように，総合的な緑の施策を推進します。

都市公園の整備に当たっては，人々の憩いの場として利用できるような施設の整備充実を図るとともに，植栽等の適切な管理を行います。

また，公園や公共施設緑地，沿道等についても，自然環境に配慮しながら，緑化推進に努めるとともに，適切な植栽管理を行います。

さらに 市民・行政等が協働する多様な取組を通じて，都市の緑化と公園の整備・管理を生活に身近なものとして推進します。

〔施策の概要〕

① 都市公園の整備

- 市内に点在する各公園施設の整備については，公園施設長寿命化計画を基に，老朽化した施設の改修・改築及び遊具の更新を行い，機能充実を図るとともに，市民参画のもと適切な管理を行います。
- 市民生活に身近である公園については，地域のニーズに対応した機能転換を進めるとともに，改良に当たっては，地域住民との協働による公園づくりを進めます。

② 緑化の推進

- 公園・広場・公共施設緑地等や街路樹の植栽管理を行い，市街地の緑化対策を推進します。
- 河川などの整備にあっては，自然の生態系に配慮した工法の採用などにより生態系の維持に努め，また自然学習の場としても活用します。
- 広報活動や各種イベント，学習活動等の実施により，緑化の普及・広報に努めるとともに，市民・行政等が協働する具体的な緑化活動の推進に取り組みます。

1-2　きれいな水環境の整備

〔施策の体系〕

- 1-2　きれいな水環境の整備
  - （１）良質な水の安定的な供給
    - ①　水源の確保
    - ②　市上水道施設の改良整備と経営の健全化
    - ③　地域水道等の施設整備と市上水道への編入
  - （２）くらしの水環境を支える下水道等の整備
    - ①　公共下水道供用開始区域内の水洗化促進
    - ②　公共下水道施設の整備
    - ③　浄化槽設置事業の推進

(1) 良質な水の安定的な供給

〔基本的方向〕

市民に生活用水等に対する不安感を与えないよう，将来の水需要の推移を的確に把握しつつ，安全で良質な水源の確保に努めます。

市上水道については，長期的展望に立ち，計画的な施設の整備及び老朽化した施設の更新を図り，漏水防止等の適切な対策を積極的に進め，有収率の向上と効率的な運営を目指します。

一方，市上水道の供給が困難な地域については，実態を把握する中で，水資源の確保と施設の整備を援助し，水質悪化などの生活用水に対する市民の不安解消に努めます。

また，供給が可能な地域水道等については，市上水道への編入など適切な対策を講じていきます。

〔施策の概要〕

①　水源の確保

- 水の安定供給を図るため，水需要に対応した安全で良質な水資源の確保に努めるとともに，水の重要性と節水意識の高揚に努め，水資源の有効利用を図ります。
- 取水源である河川・地下水の水質保全を図り，水質の汚染防止対策に努めます。

②　市上水道施設の改良整備と経営の健全化

- 枕崎市水道ビジョン（平成 30 年３月策定）に基づき老朽化が進む施設や管の更新事業を計画的に推進するとともに，人口の減少傾向を踏まえてダウンサイジングや余剰施設の廃止を行い，将来の水需要を見据えた施設規模への転換を図ります。
- 水道事業の行財政改革による効率的な運営を進めるとともに，安定的な経営の確立を図り，より一層の経営改善に努めます。

③　地域水道等の施設整備と市上水道への編入

- 地域水道については，良質な水質を確保できるような施策を講ずるとともに，水源かん養保安林の育成など，保水効果を高めるための施策を展開します。
- 地域水道における給水施設については，より安全な施設整備を指導し，市民が安心して使用できる水の供給を図ります。
- 維持管理の問題が生じるおそれのある地域水道については，市上水道への編入の検討も含め適切な対策を講じます。

(2) くらしの水環境を支える下水道等の整備

〔基本的方向〕

公共下水道は，区域内住民の生活汚水や水産加工場等の工場汚水を科学的・衛生的に処理し，生活環境の改善や公共用水域の水質の保全を図るため，供用開始区域内全住民の利用を促進していきます。

また，処理施設については，汚水処理業務の安定化を図るため，設備の長寿命化を行いながら効率的な運営を目指します。

さらに，下水道整備区域外については，浄化槽設置事業の積極的な推進を図るとともに，浄化槽設置者に対しての適正な維持管理の指導を行います。

〔施策の概要〕

①　公共下水道供用開始区域内の水洗化促進

- 関係団体との連携を強化し，供用開始区域内の各家庭や，水産加工場など事業所の水洗化を更に促進します。
- 下水道の目的である都市の健全な発達，公衆衛生の向上，公共用水域の水質保全に対する理解と協力を強めるためのＰＲを積極的に展開します。

②　公共下水道施設の整備

- ストックマネジメント計画を基に施設の長寿命化を計画的に行いながら，ライフサイクルコストの最小化を図るとともに汚泥の減量化，臭気低減を図り，安定した汚水処理，効率的な管理運営に努めます。

③　浄化槽設置事業の推進

- 公共下水道計画区域外については，浄化槽の設置促進を図ります。

1-3　環境にやさしい潤いのある社会の実現

〔施策の体系〕

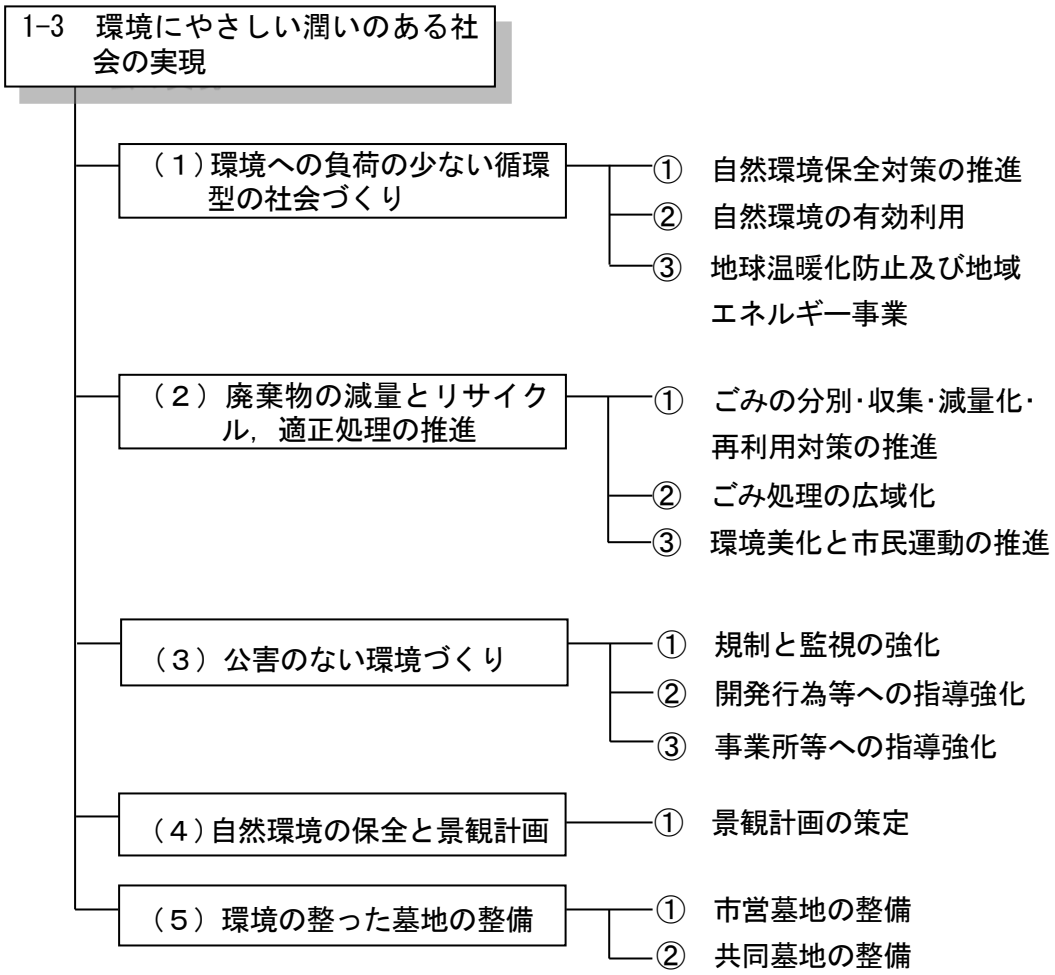

(1) 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり

〔基本的方向〕

2050 カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すため，省エネルギー対策に取り組むとともに，環境配慮型の生活スタイルへの転換，再生可能エネルギーの有効活用，省資源・省エネルギーによる生活様式や事業活動への転換について総合的に取り組みます。

また，太陽光・木質バイオマスなど，地域の再生可能エネルギーを地消し，経済の地域内循環を促進することで，持続可能な地域社会の実現を目指します。

自然保護監視員等による監視体制を維持し，乱開発の防止や環境の保全に努めるとともに，野性動植物の保護についての周知に努めます。

さらに，既存の生息環境の保護のみならず，より多くの生き物が生息できる環境改良や自然の復元などに努めます。

〔施策の概要〕

① 自然環境保全対策の推進

- 環境基本計画に基づく自然環境保全施策の実施に努めます。
- 市民の意識高揚や事業者の責務を明確にするための広報と周知に努めます。
- 自然保護監視員等による監視体制を維持し，公害と乱開発防止に努めます。
- 海や川をきれいにする運動を更に展開するなど，環境の保全に努めます。
- 衛生害虫をはじめ自然体系に悪影響を及ぼす外来生物の移入・増殖の防止に努めます。
- 市内各地で発生しているヤンバルトサカヤスデのまん延防止と駆除対策に努めます。

② 自然環境の有効利用

- 生物の生息空間の保全や快適さの創造に努めます。
- 人と自然が共生する環境づくりに努めます。
- 環境学習を推進するため，学校や各種団体への出前講座を引き続き開催するとともに，ウミガメ保護活動などを通じ，子どもたちの環境意識の醸成を図ります。

③ 地球温暖化防止及び地域エネルギー事業の推進

- 地球温暖化防止を推進するため，市役所等におけるエネルギー消費の削減に向けてＬＥＤ照明等省エネ機器や次世代自動車の導入に率先して取り組むとともに，市民への啓発に努めます。
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入について更に促進します。
- 太陽光や木質バイオマスなど，地域で生産される再生可能エネルギーを地消し，経済の地域循環を図るため，地域新電力会社の設立を目指します。
- エネルギーの需要家，発電事業者及び金融機関等とともに，地域の総力を挙げてエネルギー事業を推進するためのマスタープランの作成に取り組みます。
- 太陽光発電設備及び蓄電池の設置に対する補助制度の創設に取り組みます。

(2) 廃棄物の減量とリサイクル，適正処理の推進

〔基本的方向〕

ごみゼロ・リサイクル社会を実現するため，市民，事業者，行政が一体となって，ごみの減量化や再資源化を積極的に進め，環境と共生する資源循環型社会を構築します。

家庭ごみについては，決められた収集日に決められた集積所に分別して出す運動を更に徹底させるとともに，資源ごみ分別による減量化や再資源化を進めます。

事業系廃棄物については，その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制やリサイクルの促進に積極的に取り組むよう要請するとともに，事業者の責任を明確にし，適正な処理・処分することについての指導を積極的に行います。

さらに，広域で整備する（仮称）南薩地区新クリーンセンターの稼働に伴う新体制の整備を図ります。

〔施策の概要〕

① ごみの分別・収集・減量化・再利用対策の推進

- ごみの分別や減量意識の普及・周知に更に努めるとともに，過剰包装の抑制や買い物袋の持参などの促進に努めます。
- 資源ごみの再利用・再生利用の広報に努めます。
- リサイクルの促進を図るため，徹底して資源ごみの回収に努めます。
- 事業活動に伴うごみの排出抑制，リサイクルの促進に関する指導を強化します。
- 高齢者等の家庭ごみの戸別収集を検討します。
- 家庭用電気式生ごみ処理機購入に対する補助を実施します。

② ごみ処理の広域化

- 南薩地区衛生管理組合において（仮称）南薩地区新クリーンセンターの整備を実施するとともに，ごみ中継施設の整備など，新クリーンセンターの稼働に伴う新たなごみ収集体制を構築します。

③ 環境美化と市民運動の推進

- 集積所周辺の美化を図るため，資源ごみの分別収集，収集日の徹底，収集日以外の持込みをなくす等の周知徹底に努めます。
- 不法投棄の監視や追跡調査等を強化し，事業系廃棄物についても自らの責任において適正に処理するよう指導に努めます。
- 空き缶やタバコのポイ捨てなどの散乱性ごみによる環境破壊をなくすための意識高揚に努めます。

(3) 公害のない環境づくり

〔基本的方向〕

公害対策は，公害の発生源を断ち，未然に防止することが最も重要です。そのため，発生源の個別的・技術的対策にとどまらず，公害発生が予想される工場や事業所に対して，公害防止施設の整備を図るよう指導・助言を行います。

また，市民が将来にわたり自然環境の恵みを享受し，健康で文化的な生活を営めるよう，行政・事業所・市民のそれぞれの責務を明確にし，公害防止のための協力体制の強化を図っていきます

〔施策の概要〕

① 規制と監視の強化

- 自然保護監視員制度を維持するとともに，市民参加による環境監視体制づくりに努めます。
- 既設工場などの公害防止施設の適切な整備促進を指導し，それぞれの事業所の協力を得ながら総合的な公害防止対策の推進に努めます。
- 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守と施設の改善について，監視と指導に努めます。
- 大気汚染による地球温暖化現象やオゾン層の破壊等の環境問題に対して，市民や事業者と協力し大気汚染防止対策の推進に努めます。
- 人体への悪影響が心配されるアスベスト等について，適切な対応を図ります。

② 開発行為等への指導強化

- 開発行為については，十分な公害防止対策を講じるよう指導を更に強化します。
- 工場の立地に当たっては，必要に応じ公害を未然に防止するための事前審査を慎重に行い，公害防止協定を締結し，法的規制の及ばない事業所に対しても，十分な公害防止対策を講ずるよう指導します。
- 肥料や農薬の適正管理，適正使用を促進するなど，環境保全型農業を強力に推進します。

③ 事業所等への指導強化

- 悪臭防止法に基づき，事業所からの悪臭防止について更に指導強化に努めます。
- 産業廃棄物処理対策については，企業の処理責任を明確にし，適正な処理についての周知・指導に努めます。

(4) 自然環境の保全と景観計画

〔基本的方向〕

自然環境や街並みは，長い年月をかけて育まれてきたものです。これらを未来にわたり保全していくための景観計画の策定に取り組み，市内全域での良好な景観形成に努めます。

〔施策の概要〕

① 景観計画の策定

- 良好な景観づくりはよりよいまちづくりの実現のための重要な要素であり，景観形成の基本的な方針を検討し景観計画の策定に向けて取り組みます。

(5) 環境の整った墓地の整備

〔基本的方向〕

市営墓地については，適正な維持管理と環境整備を計画的に推進します。
共同墓地については，整理・統合・災害復旧等への補助制度の維持に努めます。

〔施策の概要〕

① 市営墓地の整備

- 墓園の適正な維持管理と環境整備に努めます。
- 管理がなされていない墓石の調査及び台帳整理を進めます。

② 共同墓地の整備

- 墓地の整備・統合・災害復旧等に対する補助制度の維持に努めます。

1-4　災害に強いまちづくりの推進

〔施策の体系〕

- 1-4　災害に強いまちづくりの推進
  - （１）災害の未然防止の推進
    - ①　河川改修と危険箇所の整備
    - ②　治山事業の推進
    - ③　農地防災対策の推進
  - （２）被害を最小限に抑える施策の推進
    - ①　情報伝達対策の充実
    - ②　防災対策の確立，防災意識の高揚
    - ③　自主防災組織の結成促進・育成・充実
    - ④　危険空き家対策の推進

(1) 災害の未然防止の推進

〔基本的方向〕

風水害，地震などの自然災害をはじめ，あらゆる災害から生命，財産を守るため地域防災計画に基づき，危機管理体制の確立を図ります。

また，耐震性，耐火性の強化などの防災基盤の整備や市民の防災意識高揚を図り，災害に強いまちづくりを進めるとともに，水害が予想される箇所の調査や総点検を実施するなど防災関連情報の整備，提供を図ります。

急傾斜地や土砂災害などの危険箇所があることから，着実な治山治水対策等を進めるとともに，急傾斜地崩壊危険箇所や山地崩壊危険箇所等の整備，農地の保全，農地防災対策，がけ地近接等の危険住宅の移転を推進します。

〔施策の概要〕

①　河川改修と危険個所の整備

- 河川の流下能力不足地区については，水害危険箇所から改修を推進します。
- 土石流危険渓流における安全性の向上を図るため，砂防事業などによる整備を推進します。
- 急傾斜地崩壊危険地区における安全性の向上を図るため，危険個所の整備に努めます。

- 浸水地域については，排水機場の維持管理，排水ポンプ関連施設の更新や水路・側溝等の改修に努めます。
- 地域などにおける河川愛護運動の推進に努めます。
- 災害危険住宅を解消するために，移転事業の推進を図ります。

② 治山事業の推進

- 山地崩壊等による災害未然防止のため，治山事業の推進に努め，崩壊危険個所の整備を図ります。

③ 農地防災対策の推進

- 農地等の災害を未然に防止するため，防災減災事業を推進しながら，老朽化した施設の長寿命化対策及び適正な維持管理に努めます。
- 老朽化した排水路の整備を，農村地域防災・減災事業（桜山地区）として令和４年度から実施します。

(2) 被害を最小限に抑える施策の推進

〔基本的方向〕

本市において起こりうる災害を最小限に食い止めるため，地域防災計画に基づき防災体制の充実を図るとともに，枕崎市強靭化地域計画を総合的かつ計画的に推進します。また，情報収集体制の確立と防災行政無線等を活用した確実な情報伝達等に努め，安心して住めるまちづくりを目指します。

また，市民の防災に対する意識の高揚を図り，自主防災組織の結成促進やその育成に取り組むとともに，防災に関する各種計画及びマニュアル等の作成や見直しを適宜行い，関係機関等と連携して地域防災力の向上に努めます。

〔施策の概要〕

① 情報伝達対策の充実

- インターネットや携帯電話等のメールで，緊急情報の取得ができる「防災・一般情報提供メール」の周知を行い，利用者の確保に努めます。
- メール等による緊急情報の取得が困難な高齢者等へ確実に情報を伝達する方法として，戸別受信機等設置の周知に努め普及を促します。

② 防災対策の確立，防災意識の高揚

- 災害の発生する恐れがある場合には，関係機関と情報共有を行い，災害発生時における初動体制等の充実を図ります。
- 市民の生命と財産の安全を第一とし，避難路や避難施設の充実を図ります。
- 「枕崎市総合防災マップ」等を活用した，身近な災害危険箇所等の確認を促し，市民の防災意識の高揚に努めます。
- 防災・減災対策に関する取組を念頭に，枕崎市強靭化地域計画に関する施策を国基本計画や県地域計画との調和を図りながら，関係機関と連携のもと，総合的かつ計画的に推進します。

③ 自主防災組織の結成促進・育成・充実

- 地域の自主防災組織の結成を促進するとともに，地域における防災リーダーの育成を図ります。
- 地域での防災訓練・研修会の実施を呼びかけるとともに，市民への防災に対する知識の普及と自主防災意識の高揚を図ります。

④ 危険空き家対策の推進

- 災害時において，周囲に危険を及ぼすような空き家を把握し適正な管理を呼びかけるとともに，所有者等が特定できない空き家については，有効な手段等を活用し安全な生活環境づくりに努めます。

1-5　市民生活の安心・安全の確保

〔施策の体系〕

- 1-5　市民生活の安心・安全の確保
  - （１）総合的な交通安全対策の推進
    - ①　交通安全運動の普及と実践の推進
    - ②　道路交通安全施設の整備
    - ③　相談活動の充実
  - （２）消防体制の整備
    - ①　救急・救助体制の強化
    - ②　消防体制の強化
    - ③　火災予防体制の強化
  - （３）犯罪のないまちづくり
    - ①　防犯体制の確立
    - ②　防犯活動の推進・広報
    - ③　消費生活保護施策の推進

(1) 総合的な交通安全対策の推進

〔基本的方向〕

交通安全対策は，安全で安心できる地域社会を実現することが目標です。

そのため，交通環境の整備や道路交通安全施設の整備に努めるとともに，市民の交通安全意識の高揚を図るなど，交通道徳に基づいた交通教育と総合的な安全対策を講じます。

〔施策の概要〕

①　交通安全運動の普及と実践の推進

- 関係機関・地域・職場・家庭が一体となった交通安全教育を徹底し，市民総ぐるみの交通安全運動を進めます。特に，高齢者に対しては，参加・体験・実践型の交通教育を実施し，増加する高齢者の事故防止に努めます。
- 交通安全専門指導員・交通安全ボランティアを活用し，歩行者だけでなくドライバーも含めた交通ルールの周知を図り，横断歩道等での安全対策や交通教育を実施します。

② 道路交通安全施設の整備

- 市内の道路全般にわたってパトロールを強化し，道路施設の改善等，交通環境の整備を推進します。
- 道路の安全点検を実施し，交通事故多発地点や生活ゾーンの安全対策を重点とする安全施設の整備を図ります。

③ 相談活動の充実

- 専門的知識を有する交通事故相談所の活用を図り，交通事故被害者などからの様々な相談に対応できるように努めます。

(2) 消防体制の整備

〔基本的方向〕

消防本部では，多様化する災害・事故等から市民の生命・財産を保護するため，各種資機材の整備及び維持管理並びに消防知識と技術の習得に努め，迅速かつ適切な消防活動を遂行するための体制強化を図るとともに，増加傾向にある救急活動での救命率向上を目指して救急救命士の増員や高度救命処置用の資機材整備など，市民が安心できる救急体制の整備に取り組みます。

消防団については，多発する大雨や台風等による風水害に対応するため，装備の充実・強化に努めるとともに，団員に対する継続的な教育による消防団活動の知識・技術の向上を図り，地域防災のリーダー的役割の担い手として，地域住民の安心・安全を守るための組織作りに努めます。

〔施策の概要〕

① 救急・救助体制の強化

- 多様化する災害・事故等に対応するため，各種資機材の整備及び職員の教育・訓練の継続に努めます。
- 救急救命士の増員による救急体制の整備及び救命率の向上に努めます。

② 消防体制の強化

- 青年層の消防団活動への参加促進を図ります。
- 消防団の装備の基準に基づき装備の充実・強化を図るとともに，多発する風水害等の災害に対応するための資機材整備に努めます。

③　火災予防体制の強化

- 多様化する災害・事故等に対応するため，消防知識等の習得に努め，適切な消防活動を遂行するための体制強化に努めます。
- 広報活動等の充実強化に努めます。

(3) 犯罪のないまちづくり

〔基本的方向〕

防犯体制の確立を図るため，地域ぐるみの防犯活動を推進し，犯罪のない環境づくりや市民の防犯意識の高揚など，防犯協会と連携し諸施策を展開します。

消費者がそれぞれのニーズに応じたより良い消費生活を営めるよう，消費生活に関する相談，情報の収集及び提供のほか，事業者と消費者の相互の理解と協力のもと消費者が不利益を受けることのないような環境づくり，また，巧妙化する特殊詐欺犯罪未然防止の啓発を通じ，自主的に判断のできる自立した消費者の育成を推進します。

〔施策の概要〕

①　防犯体制の確立

- 関係機関・団体等との連携を図り，犯罪のない住みよい生活環境づくりに努めます。

②　防犯活動の推進・広報

- 啓発用チラシ配布やホームページへの掲載等を行い，広報活動を積極的に推進します。
- 地域安全活動・防犯活動・青少年非行防止・高齢者保護活動等を推進します。
- 学校・家庭・地域と連携した児童・生徒の安全確保に努めます。
- 相談業務の充実に努めます。

③　消費生活保護施策の推進

- 消費生活に関する相談･助言の充実を図るとともに，消費者の権利と利益を守るため，消費生活相談員の専門的知識を更に高めることにより，より良い消費生活の確保を図ります。
- 消費者被害の未然防止のため，地域の要請による出前講座の開催や啓発チラシの配布など，消費者への情報提供や学習の機会を設け，自主的に判断のできる自立した消費者の育成を推進します。
- 複雑化・多様化する消費生活に関するトラブルに的確に対応するため，国民生活センター・法テラスなど関係機関との連携を図り，相談業務の機能充実に努めます。

第２章　快適で便利なコンパクトなまちづくり（都市基盤）

2-1　社会的責任に基づく計画的な土地利用の推進

〔施策の体系〕

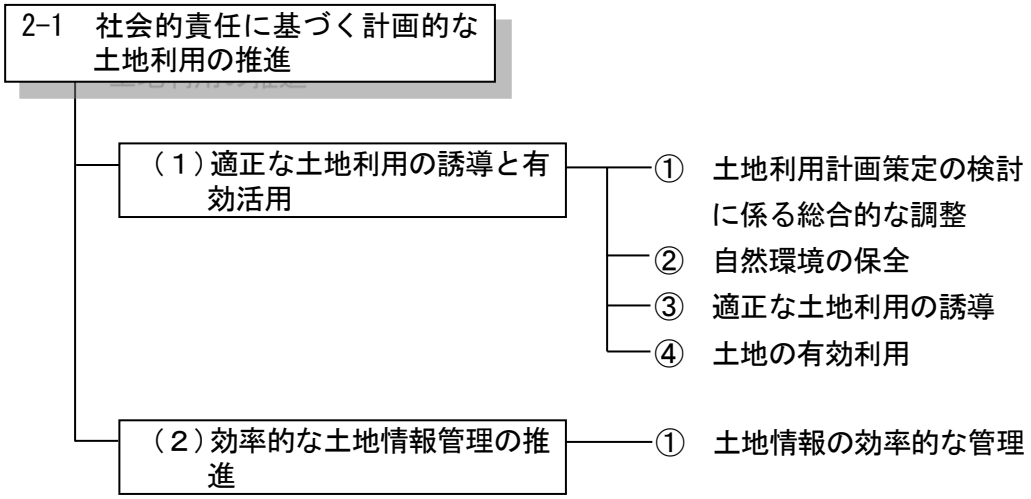

(1) 適正な土地利用の誘導と有効活用

〔基本的方向〕

土地は限りある資源であり，安全で快適な市民生活や経済社会活動の基盤であることを認識するとともに，自然環境に配慮し，また道路交通との整合を図りながら，森林や農地等の保全，土地利用・用途の適正な誘導や土地の有効利用の促進などを図ります。

また，開発行為者等に対して，良好な環境が保全されるよう適切な指導を行います。

〔施策の概要〕

①　土地利用計画策定の検討に係る総合的な調整

- 秩序ある土地の有効利用を図るため，国土利用計画法に基づき，土地利用に係る総合調整を行います。

②　自然環境の保全

- 良好な自然環境等の保全に努めるため，開発行為等による自然破壊を防止し，自然環境と調和のとれた開発を図ります。

③　適正な土地利用の誘導

- 快適な居住環境を形成するため，都市計画法に基づいて指定された用途地域に即した土地利用を進めます。

④　土地の有効利用

- 土地の効率的な活用や低未利用地の有効活用により，土地の有効利用を促進します。
- 農業振興地域整備計画の全体見直しを行い，土地の有効利用を進めます。

(2) 効率的な土地情報管理の推進

〔基本的方向〕

街中に空き地が増加している現状を鑑み，所有者の特定などのための土地情報の有効利用や，計画的かつ効率的な土地情報管理を図ります。

〔施策の概要〕

①　土地情報の効率的な管理

- 各課で保管している土地情報については，効率的な利用を推進することにより空き地等の所有者の把握等に努めるなど，有効利用を図ります。

2-2　求心力のある市街地の形成

〔施策の体系〕

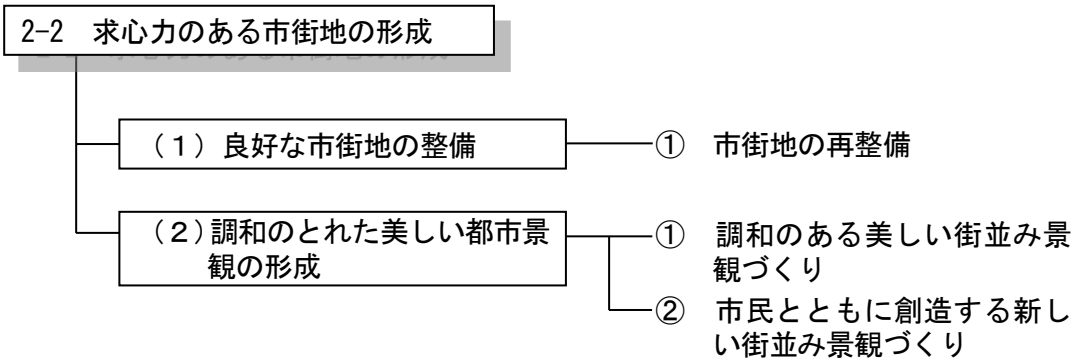

(1) 良好な市街地の整備

〔基本的方向〕

都市全体の活力ある発展を図るとともに，機能面のみならず，安全性，快適性，利便性などを備え，ゆとりや都市景観などに配慮した良好な都市環境が確保されるよう，空き地対策等を含めた計画的な市街地の整備を進めます。

〔施策の概要〕

①　市街地の再整備

- 市街地への福祉機能や居住機能の整備，都市型サービス産業の振興などにより，南薩の中核都市としての拠点性の一層の向上を図ります。
- 市街地については，都市計画法に基づき指定された用途地域に即した利用を指導するとともに，既存の不適格用途建物についても適地への移転を促し，快適な居住環境づくりを進めます。
- 用途地域（特別用途）の見直しについても，関係団体等と協議しながら，その可能性について研究を行います。

(2) 調和のとれた美しい都市景観の形成

〔基本的方向〕

都市景観は，自然要素と建物や道路などの人為的な要素から構成され，主に視覚により認識されることから，ゆとりある住環境の実現や真に豊かさを実感できる調和のとれた街並み景観づくりに努めます。

〔施策の概要〕

① 調和のある美しい街並み景観づくり

- 周辺環境との調和に配慮した街並み景観形成を目指します。

② 市民とともに創造する新しい街並み景観づくり

- 市民自らが積極的に参加し，協力することによって行われる手づくりの街並み景観を目指します。

2-3 道路交通ネットワークの整備

〔施策の体系〕

- 2-3　道路交通ネットワークの整備
  - （１）交流を広げる道路ネットワークの形成
    - ①　幹線道路の整備
    - ②　生活道路の整備と管理の充実
  - （２）地域交通の確保と利用促進
    - ①　地域公共交通網対策の充実
    - ②　ＪＲ利用喚起対策の充実
    - ③　ヘリポートの有効活用

(1) 交流を広げる道路ネットワークの形成

〔基本的方向〕

ますます広域化する市民生活に対応するため，高速道路網の整備や広域的なネットワークとしての道路整備等を積極的に進める一方，市内の道路交通の円滑化と安全性を図るため，道路の拡幅と改良の推進や，各幹線と結ぶ道路網を整備し，総合的に災害に強い道路網の整備を推進します。

また，市民生活の利便性を向上させるため，計画的に市道の改良や維持管理などを行い，居住環境に適した道路としての機能向上と交通安全対策に努めます。

街路については，既存の歩道を含め年次的に整備を推進します。

〔施策の概要〕

①　幹線道路の整備

- 幹線道路の改良・維持管理及び災害時における道路網の確立を図るため，年次的な整備に努めます。
- 高速交通体系へのアクセス道路として，国道・県道の拡幅・改良や交通安全施設の整備を推進します。
- 南薩縦貫道の機能向上と，広域交通拠点への道路網の整備を強化します。

②　生活道路の整備と管理の充実

- 市道全線の安全かつ円滑な交通確保のため，舗装の維持修繕，側溝等の整備，通学路交通安全プログラムによる施設の整備，橋りょうの長寿命化，法面の事前防災などの整備を推進します。
- 地域にマッチした歩道（バリアフリー化を含む）などの整備に努めます。
- 地域などにおける道路愛護運動の推進に努めます。

(2) 地域交通の確保と利用促進

〔基本的方向〕

地域間幹線・生活路線バス等については，事業者と連携し利用喚起に努め，路線の維持及び利便性の向上を図るとともに，新たな地域公共交通システムを構築することにより，交通弱者に配慮した交通体系の整備に取り組みます。

ＪＲ指宿枕崎線については，国，県，沿線市及びＪＲ九州と連携を取りながら，利用の喚起に取り組みます。

枕崎ヘリポートは，防災拠点としての性格を活かしながら，市の活性化に波及効果を及ぼすような多面的活用方法を検討していきます。

〔施策の概要〕

①　地域公共交通網対策の充実

- 利用者が減少している地域間幹線・生活路線等のバス路線の維持・利便性向上の要請を行うとともに，利用喚起に努めます。
- 人口減少や高齢化が進む中，日常生活に必要なサービスを受けることが困難となる高齢者が一層増えることが懸念されることから，新たな地域公共交通システムの構築に取り組みます。

②　ＪＲ利用喚起対策の充実

- 国，県，沿線市及びＪＲ九州と連携し，ＪＲ指宿枕崎線の運行存続及び利用の喚起に取り組みます。
- 住民の利用しやすいダイヤの設定を要請します。

③　ヘリポートの有効活用

- 航空運送や災害対策用航空機の臨時発着場輸送中継基地として，ヘリポート施設の活用を図ります。

- 関係機関との協力体制の確立を図り，災害情報の提供や被災者輸送等，迅速な対応に努めます。

2-4　高度な情報通信機能の整備

〔施策の体系〕

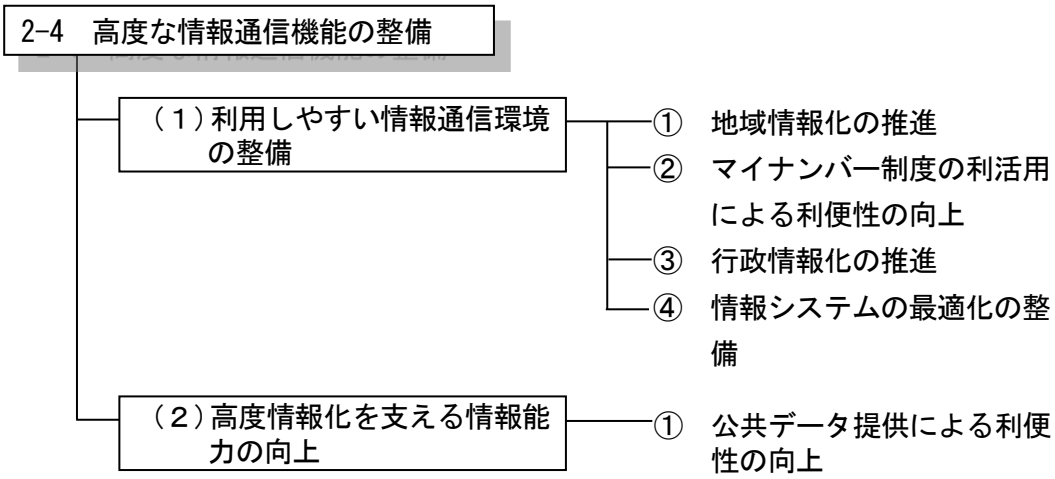

(1) 利用しやすい情報通信環境の整備

〔基本的方向〕

様々な業務における情報システムの構築や，情報通信技術の有効な活用を図るとともに，行政情報化と密着した地域情報化の推進に努めます。

また，今後，全国的に進められる行政のデジタル化の推進に伴う取組に対し，的確な対応を行います。

〔施策の概要〕

①　地域情報化の推進

- 高度情報化社会に対応するため，地域に即した情報通信網基盤の確立を図り，だれもが電子自治体の恩恵を受けられるよう努め，市民サービスの向上を図ります。
- インターネットやスマートフォン等を活用した電子申請の利用拡大を図り，市民の利便性の向上に努めます。

②　マイナンバー制度の利活用による利便性の向上

- マイナンバー制度を適切に運用するとともに，情報連携の推進による各種手続きに係る添付書類等の省略など，市民の利便性の向上を図ります。

- 行政のデジタル化の推進によるマイナンバー制度の拡充が図られた際には，制度の利用に伴う新たなサービスに柔軟に対応し，行政事務の効率化や市民の利便性の向上に努めます。

③　行政情報化の推進

- 国と地方自治体を結ぶ総合行政ネットワークや庁内ネットワークを活用した行政情報の更なる電子化を図り，行政事務の高度化・効率化を進めます。
- 住民情報システムについて共同利用による効率化を図るため，自治体クラウドへの移行を進めます。
- 個人情報等の安全を確保するためのセキュリティ対策を強化するとともに，効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

④　情報システムの最適化の整備

- 行政のデジタル化の推進に向け，国から提供される国保標準システムの導入に取り組むほか，自治体システム標準化（17 業務）についてもシステム導入に向けて調査・検討を行います。
- 最適化したシステムを適切に運用することにより，安定的な市民サービスの提供を目指します。

(2) 高度情報化を支える情報能力の向上

〔基本的方向〕

市民が生活の様々な分野で情報通信の高度化のメリットを享受できるよう，市が保有する各種統計データや公共施設情報などを利用しやすい形式で提供する環境の整備を進めます。

〔施策の概要〕

①　公共データ提供による利便性の向上

- 市が保有する各種統計データや公共施設情報などを，利用しやすい形式で提供するオープンデータの取組を推進します。

第３章　人と物が交流し，活力みなぎるまちづくり（産業経済）

3-1　地域経済を牽引する水産業・水産加工業の振興

〔施策の体系〕

- 3-1　地域経済を牽引する水産業・水産加工業の振興
  - （１）水産業・水産加工業を支える生産基盤づくり
    - ①　漁港機能の整備・充実
    - ②　水産加工産地としての機能強化
    - ③　加工用原魚安定確保対策の推進
    - ④　加工残さいの高度活用化の推進
    - ⑤　後継者対策の推進
  - （２）力強い漁業経営の展開
    - ①　漁船漁業の経営安定の推進
    - ②　海外漁場の確保
    - ③　資源管理型漁業の推進
    - ④　鹿児島水産高等学校との連携
  - （３）戦略的な流通対策の推進
    - ①　多面的な販路の拡大
    - ②　消費拡大・魚食普及の推進
    - ③　総合的な流通体系の整備
  - （４）産地力拡大に向けた研究開発の推進
    - ①　地場企業との融合
    - ②　加工技術開発と新製品開発の推進
    - ③　他産業との連携強化

(1) 水産業・水産加工業を支える生産基盤づくり

〔基本的方向〕

安定した水産物の供給を維持するため，岸壁・荷捌き施設の整備や船員の厚生施設の充実等について，関係機関・団体とも連携して取り組みます。また，近年は食の安全性に対する国民の関心の高まりへの対応と，海外への水産物，加工品の輸出を見据え，衛生管理対策を中心とした施設整備をはじめ，就労環境や輸送施設の整備と充実を図ります。

水産加工業については，節製造業の加工用原魚を安定して確保するため，地元遠洋カツオ一本釣り船の水揚げや外来船の誘致を積極的に推進する一方で，輸入による加工原魚の安定

確保や，施設の整備と拡充に努めます。また，「枕崎鰹節」ブランドの普及と食品衛生管理に対応する近代的食品工場への転換を促進し，流通加工施設などの産地機能を整備しながら，経営基盤を強化するとともに，効率化について検討を進め，将来的な水産加工品の輸出を見据えた工場及び製造工程管理に関する食の認証取得の積極的な取組を支援します。

また，後継者対策，外国人技能実習生の受入れ，技術開発，食品加工開発，加工残さいの高度活用化等についても積極的に取り組みます。

〔施策の概要〕

① 漁港機能の整備・充実

- 大型の海外まき網船や輸入船の水揚や荷捌きの効率化を図るため，漁港機能施設の充実に努めます。
- 水産加工原魚を迅速に安定供給するため，輸送道路等の整備を図ります。
- 食の安全性への対応のため，船内はもちろん，水揚から消費者に届くまでの衛生管理体制施設整備や意識向上に努めます。
- 漁港周辺の環境整備に努めます。

② 水産加工産地としての機能強化

- 工場排水やばい煙等の公害問題に十分対処するため，公共下水道への接続促進をはじめとする処理施設の拡充や，食品衛生管理に対応する近代的食品工場への転換を促進するとともに，国や県の助成や融資事業を積極的に活用し，総合的な水産加工産地としての機能強化を図ります。
- 加工場の生産性と収益性の向上を図るため，機械化による省力化と作業の効率化を促進します。
- 加工用機械の開発や改良を促進します。
- 加工場の機械化・省力化・効率化を促進し，生産量の増大を図ります。
- 将来的な水産加工品等の輸出を見据えた工場及び製造工程管理に関する食の国際認証取得の積極的な取組の支援を検討します。

③ 加工用原魚安定確保対策の推進

- 加工産地の立地条件の根幹をなす加工用原魚の確保対策のため，海外まき網船や大中型まき網船等の誘致を積極的に行います。
- 加工用原魚の約７割を担う海外まき網漁業において，入漁料の高騰や操業規制など漁業情勢が厳しさを増す中，関係機関と連携した取組を行い漁場の確保に努めます。
- 乗組員の福利厚生の充実を図り，外来船誘致に努めます。
- 開港指定された枕崎漁港を活用した輸入カツオ原魚の安定確保に努めます。

④　加工残さいの高度活用化の推進

- 加工残さいの付加価値を高め，高度活用化を図るため，各種成分の抽出や機能性物質の研究開発に努めるとともに，これらの製品を生産するためのシステムづくりを促進します。

⑤　後継者対策の推進

- 企業的経営感覚に優れ，地域社会でのリーダー的役割を担う新時代の漁業経営者を育成していくために，深い知識と判断力を養うように研修や指導を実施するとともに鹿児島水産高等学校と連携し，船舶乗組員の後継者対策を実施していきます。
- 船舶乗組員の福利厚生の充実を進めます。
- 水産加工業の活性化を促すため，労働環境の改善に努めながら，産業後継者対策事業の拡充を図ります。
- 外国人技能実習生の受入れを引き続き実施します
- 工場の近代化を進める中で，加工従事者の福利厚生の充実を推進します。

(2) 力強い漁業経営の展開

〔基本的方向〕

本市の基幹産業である遠洋カツオ一本釣漁業の存続を図るため，カツオ漁業の経営安定と漁場の安定確保について，国・県・関係団体に強く要請するなど，十分な対策に努めるとともに，収益性の高い漁業を目指し，水産技術開発センター等と連携した先端技術の導入や魚価安定対策を推進します。

沖合漁業については，引き続き外来船誘致や母港化対策に取り組むとともに，新たな施策について検討し導入を図ります。

沿岸漁業については，関係団体と連携して漁場の環境整備や資源の保護・培養に努め，つくり育てる漁業を推進し，漁家経営の安定に努めます。

〔施策の概要〕

①　漁船漁業の経営安定の推進

- 操業の効率化と収益性の高い合理的な漁業経営を目指し，先端技術の導入や魚価安定対策を推進します。
- 漁業者の漁業の知識と技術の向上を目指します。
- 外来船の積極的な誘致と母港化に努めます。
- 収益性の高い魚介類の種苗放流や栽培漁業の推進により，漁家経営の安定化を図ります。

② 海外漁場の確保

- 水産資源の持続的利用を目的として，操業秩序の維持など排他的経済水域内における管理体制が強化される中で，本市の遠洋カツオ一本釣漁船が，将来的にも安定して優良な海外漁場を確保できるように，関係団体と協力してこれらの対策に積極的に取り組みます。

③ 資源管理型漁業の推進

- 漁獲量の減少，魚価の低迷など厳しい状況の中，沿岸水域の水産資源を維持するため，藻場やサンゴの保全，漁礁設置による漁場整備並びに資源管理型漁業を積極的に推進し，沿岸漁業の振興を図ります。
- 鹿児島水産高等学校と連携し，種苗育成・放流等に努めます。

④ 鹿児島水産高等学校との連携

- 就業前において，水産業への関心を高めてもらうため，鹿児島水産高等学校等との連携を図りながら，職場体験やインターンシップの導入等を検討します。

(3) 戦略的な流通対策の推進

〔基本的方向〕

消費者から信頼される産地づくりを目指し，地場産業振興センターやかつお公社及びお魚センター等を活用するとともに，消費者ニーズの把握や販路拡大に努めます。

また，消費拡大のため，新製品開発や情報収集・提供事業に積極的に取り組みながら，共販体制や直販体制を推進します。

さらに，インターネット等を利用した全国的な宣伝を行い，ネット販売やカツオふるさと便の拡充に努めるとともに，お魚センターを核として料理講習会などの開催や学校給食における水産物地産地消食材の活用により，魚食普及活動や消費拡大に積極的に取り組みながら，調和のとれた総合的流通体系の整備を推進します。

加えて，フランスにおけるかつお節生産の取組を支援し，本物のかつお節を欧州圏域に広めるなど海外市場への参入を推進します。

〔施策の概要〕

① 多面的な販路の拡大

- 共販体制や直販体制を推進するため，共同組織を育成強化し，ブランドの確立と品質向上に努めます。

- パッケージ・デザインの水産物や水産加工品への使用など，「枕崎ブランド」づくりに向けた取組を更に進め，水産業の全体的な販路拡大のための検討を行います。
- 産地入札制度の充実に努めるとともに，枕崎市かつお鮮魚販路対策協会や，さつま鰹節協会を積極的に活用し，普及宣伝に効果的なインターネット等を利用した共同宣伝活動を活発に行い，かつお製品などの消費拡大と販路拡大に努めます。
- かつお節削り器の普及を図り，「本場の本物」認定や「枕崎鰹節」の地域団体商標の登録を活用して姿節の消費拡大と販路拡大に努めるとともに，学校給食を活用しながら，若年層への水産物の栄養特性のＰＲと消費拡大に努めます。
- フランスにおけるかつお節生産の取組を支援し，本物のかつお節の海外市場への参入を推進します。
- 開発された加工製品の試販や展示即売を行うため，地場産業振興センター，かつお公社，お魚センター等の関連施設の売店をアンテナショップとして活用します。

② 消費拡大・魚食普及の推進

- 研究開発を推進し，水産物が優れた健康食品であることをＰＲするとともに，食育の観点から各種物産展に積極的に参加し，魚食普及や消費拡大を図りながら，消費者ニーズの把握にも努めます。
- 食生活改善推進員連絡協議会と連携して料理講習会などを開催しながら，魚食の普及に努めます。

③ 総合的な流通体系の整備

- 大消費地から遠いという地理的条件を改善するため，総合的な流通体系の整備を推進します。

(4) 産地力拡大に向けた研究開発の推進

〔基本的方向〕

最新の加工技術や独自の販路を持つ企業を誘致し，産地としての加工能力を向上させるとともに，地元企業の新規事業への取組を推進します。

また，加工技術の開発・改良や新製品開発等に積極的に取り組みます。さらに，国外市場へも目を向け，海外輸出を念頭に，地場産品の国際認証取得に向けた取組を推進します。

〔施策の概要〕

① 地場企業との融合

- 水産加工関係企業の誘致に努め，地場企業との融合を図りながら生産性の向上に努めます。

②　加工技術開発と新製品開発の推進

- 本物志向や健康志向とともに安全性の追求など，多様化・高度化する消費者ニーズに的確に対応するため，産学官金の相互協力のもと，情報の収集・提供や開発研究，技術協力等の積極的な取組を推進します。
- 節類をはじめとする水産加工品の品質向上や，製造加工技術開発，新製品開発等について，地元民間団体と連携して取り組みます。
- 海外輸出を念頭に，地場産品の国際認証取得に向けた取組を推進します。

③　他産業との連携強化

- 地域産品との組み合わせによる新製品の開発を行うために，各種補助金等を活用しながら異業種との技術交流等を促進します。
- かごしま産業支援センターなどの関係機関との連携のもと，他産業との共同研究など，新たな産業創出に向けた支援を強化します。

3-2　地域に根ざした農林業の振興

〔施策の体系〕

- 3-2　地域に根ざした農林業の振興
  - （１）農林業・農村を支える基盤づくり
    - ①　共生・協働の農村づくり運動の推進
    - ②　農業生産基盤の整備
    - ③　農村環境の整備
    - ④　農地の確保と利用集積の推進
    - ⑤　特産作物の振興
    - ⑥　畜産の振興
    - ⑦　経営の近代化
    - ⑧　時代に即応した流通販売体制の整備
    - ⑨　環境に配慮した安全な農畜産物の生産
    - ⑩　災害に強い安定した農業の推進
    - ⑪　森林資源の拡充と生産基盤の整備
    - ⑫　林産物の流通体制の整備
  - （２）農林業・農村を支える担い手の育成
    - ①　担い手農家，新規就農者等の育成
    - ②　林業担い手の確保・育成
  - （３）農林業・農村の多様な交流の推進
    - ①　「地産地消」「食農教育」の推進
    - ②　都市と農村の交流促進

(1) 農林業・農村を支える基盤づくり

〔基本的方向〕

豊かで住みよい農村の維持・発展と農業生産活動の継続のため，人と自然が支え合いみんなで創る農村社会を目指して，共生・協働の農村づくり運動を更に展開することにより，地域の特性に応じた農村環境の整備に努めます。

高品質で安心・安全な農畜産物の生産を図るため，先進的技術や施設・機械等の導入を促進し，経営規模拡大や省力化・低コスト化を推進します。

そのため，経営基盤においては，台風や干ばつなどの自然災害で被災することが多い生産環境を踏まえ，災害に強く安定した農業の確立に努めます。また，自然環境との調和に配慮

した営農や生産履歴の記帳等を推進し，安心・安全な農畜産物や地域の特性を活かした作物の振興に努めます。生産基盤においては，農道・水路等の施設の整備と長寿命化対策を進めるとともに，地域住民協働による農業用施設の維持管理体制の構築を促進し，ハードとソフトの両面で強い農業を支えます。

増加する有害鳥獣により農作物被害を軽減するため，有害鳥獣捕獲事業による捕獲や，鳥獣被害対策実践事業による侵入を防ぐ取組を推進します。

また，耕作放棄地対策や新規作物の開発等への取組を推進することにより，農業・農村の活性化を図ります。さらに各校区単位での農業等の活性化策として「小さな拠点づくり事業」も推進します。

森林の計画的整備に努め，県や森林組合と連携した造林・育林等による森林資源の確保及び利用伐採期を迎えた森林資源を活用して地域産材の安定供給を図ります。また，作業路網の整備や森林病害虫被害の予防を行う等，国土の保全・水源のかん養・自然環境の保全など森林の持つ多面的機能の維持・発揮に努めます。

間伐材などの地域産材の利用促進を含めた製材品の需要拡大や，特用林産物の振興を図ります。

〔施策の概要〕

① 共生・協働の農村づくり運動の推進

- 農業・農村の持つ多面的機能を発揮するため，多面的機能支払交付金の活用など，農村集落内の住民や組織間等の話し合い活動を通じて，共生・協働の農村づくりを推進します。
- 多様な主体との連携による新たな農村づくりの形成を図ります。
- 地域の歴史・文化などの継承・活動などにより農村づくりの維持・発展を図ります。
- 農村地域のコミュニティを維持するため，農産物加工・販売などの事業を行い，地域の活性化を図る事業者を「小さな拠点づくり事業」により支援します。

② 農業生産基盤の整備

- 農地中間管理事業により，担い手への農地の集積・集約化に係る取組を推進します。
- 農業生産に密接にかかわる農道，農業用水路などの整備を進めるとともに長寿命化対策により，施設の機能保全を図ります。
- 多面的機能支払交付金の活用により，農道農業用水路などの適正な維持管理に努めます。
- 鳥獣被害対策事業において，有害鳥獣捕獲事業による捕獲や，鳥獣被害対策実践事業による侵入を防ぐ取組を推進します。
- 老朽化した排水路の整備を，農村地域防災・減災事業（桜山地区）として令和４年度から実施します。

③　農村環境の整備

- 地域の実態や地域住民の意向を反映した農村集落の環境整備に努めます。
- 平成 27 年度から 28 年度に実施した地域農整構想策定時に出された農道・排水路整備等の要望を，中山間地域総合整備事業において事業化を図ります。

④　農地の確保と利用集積の推進

- 農地銀行や農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りを推進することにより，担い手等への農地の集積・集約化を促進し，耕作放棄地とならない取組を行います。
- 森林化，原野化して再生利用が困難と見込まれる荒廃した農地に対しては，計画的に非農地判断をし，農家への利用意向調査を行い，積極的に耕作放棄地の解消を図ります。
- 土地総合行政情報システムを有効に活用し，農地が担い手等に集積されるよう努めます。
- 中山間地域等直接支払などの日本型直接支払制度を活用し，耕作放棄地とならない取組を行います。

⑤　特産作物の振興

- 野菜は，実えんどう・そらまめ・人参などの面積拡大，生産技術と品質の向上，流通や販売の合理化を図りながら，ブランド産地づくりを進めます。
- 花きは，周年出荷と施設の高度利用，病害虫等に対する共同防除を推進します。
- 果樹は，消費者ニーズに対応できる果樹産地を形成するため，たんかん・でこぽんを主とする品種の組み合わせと園地改良等を促進し高品質果実の安定生産を推進します。
- 茶業は，優良品種による面積維持・拡大を進めるとともに，茶工場の再編整備を推進します。
- 生産から荒茶加工までの省力低コスト化を進め，国際化に対応した多様な茶づくりと品質重視の生産によりブランド産地を目指し育成に努めます。
- 消費者の健康志向や安定志向がますます高まる中で，ＧＡＰ等第三者認証制度への取組を通じて安心・安全な農畜産物づくりを推進します。
- さつまいもは，需給動向に沿った計画生産を推進するとともに，バイオ苗等の利用促進により省力で高品質なさつまいも生産を推進します。また，病害虫対策の取組を強化し収量の確保を推進します。
- 葉たばこは，優良ほ場の確保に努めながら，省力化と栽培管理技術の向上により高品質な葉たばこ生産を推進します。
- 新たな農産物を創出し，地域の活性化と魅力ある農業を推進します。
- ６次産業化により新たな事業を創造し，地域農産物等の地域資源を活かした独自の商品開発に繋げます。

⑥　畜産の振興

- 優良家畜の導入や改良を促進することにより家畜能力の向上を図るとともに，飼養管理技術の向上や自衛防疫体制の強化などにより生産性が高く高品質な畜産物の生産に努めます。
- ゆとりある畜産経営を確立するためにヘルパー制度の利用を推進します。
- 良質粗飼料の生産を推進します。

⑦　経営の近代化

- 新技術の導入や優良品種・系統の導入を積極的に進めるとともに，先進的施設や機械化体系の整備を図るとともにアグリノート等のスマート農業を取り入れた省力低コスト・高品質生産に基調を置いた経営の近代化を推進します。
- 情報化時代に対応するためＩＴ等の積極的活用による経営管理の合理化を推進します。

⑧　時代に即応した流通販売体制の整備

- 農畜産物の消費は，国内の人口の減に伴い減少傾向にあることから，日本の農畜産物の品質の高さや機能性を活かし品目の拡大研究や有機栽培を推進し，販路拡大を図ります。
- 消費者が産地表示や生産履歴に強い関心を持つ中で，消費者が安心して購入できる流通販売体制を推進します。
- ネット販売やふるさと納税返礼事業の活用を推進します。
- 消費者ニーズや流通体制が多様化する中で，関係機関と連携して有利な販売体制を推進します。

⑨　環境に配慮した安全な農畜産物の生産

- 消費者から信頼される安心・安全な農畜産物を生産するために，正確な生産履歴を迅速に開示できる体制を整備します。
- クリーン堆肥センターを拠点として耕畜連携による有機資源のリサイクルを促進し，畜産による地域環境汚染防止と土づくりを推進します。
- 土壌分析に基づく適正施肥と環境負荷軽減資材の利用促進を図ることに より環境にやさしい農業を促進します。
- 農薬安全使用基準の遵守を基本にフェロモン・天敵微生物の利用，耕種的防除を組み合わせた総合的病害虫管理（ＩＰＭ）を推進します。
- 家畜糞尿の適正処理と畜舎内外の衛生環境整備を推進します。
- 発酵菌や消臭剤等の利用促進により畜産に係る悪臭防止を推進します。
- 畜産公害の防止を図るため新技術等の情報収集に努めるとともに研修会，現地指導等を通じて改善に努めます。
- 廃プラスチックや大型空き缶など農業用廃棄物の適正処理を推進し，資源のリサイクルに努めます。

⑩　災害に強い安定した農業の推進

- 自然災害に対応できる施設・機械等の整備を推進します。
- 農地の浸食や農業用施設の災害防止のために，農道や農業用水路などの整備に努めます。
- 老朽化した排水路の整備を，農村地域防災・減災事業（桜山地区）として令和４年度から実施するとともに，平成 27 年度から 28 年度に実施した地域農整構想策定時に出された農道・排水路整備等の要望を，中山間地域総合整備事業において事業化を図ります。

⑪　森林資源の拡充と生産基盤の整備

- 人工林の計画的な間伐等の施業や天然林の育成を推進し，森林資源の循環利用を図ります。
- 森林づくり推進員による間伐等の督励業務は，森林環境譲与税を活用し，継続して実施します。また，市の管理する妙見の森等の整備を併せて実施します。
- 森林地域の生産基盤整備のため，林道等の整備や林業の機械化を促進します。
- 本市と南九州市を結ぶ新設林道大谷山内ヶ谷線を計画し，県代行事業として令和３年度から 10 年間の予定で実施します。

⑫　林産物の流通体制の整備

- 地域産材の利用促進を図るため，素材の安定的な供給体制の整備，乾燥材を含め高品質の製材品の生産・流通体制の整備に努めます。

(2) 農林業・農村を支える担い手の育成

〔基本的方向〕

本市の特性を活かしながら，付加価値の高い農業の確立を目指して，地域農業の核となる認定農業者や後継者の育成確保に努めるとともに，農地の流動化による規模拡大や法人化を推進し，ゆとりある経営体の育成に努めます。

農家の高齢化による離農等で増えることが予想される耕作放棄地の防止や農地集積を進めるため，人・農地プラン事業や農地中間管理事業等の各種施策の活用により，担い手の育成に努めます。

また，農業経営の安定のため，収入保険制度への加入推進に努めます。

さらに，ＵＩＪターン者対策としての短期農業研修等を検討します。

〔施策の概要〕

① 担い手農家，新規就農者等の育成

- 省力低コスト生産の観点から，農地の集積・集約化，農業経営の規模拡大，新規参入や法人化，生産組織の再編成を推進します。
- 女性も共同経営者であるという認識を高めるとともに，その立場を明確にし，より良い経営ができるよう家族経営協定を推進します。
- 農業経営の安定のため，収入保険制度に加入した農業者等への助成を行います。
- 認定農業者等が，農産物の生産性や品質の向上，収量増，生産安定，規模拡大等を図る目的での農業機械導入や遊休農地を有効活用するために必要な機械器具の賃借料について一部助成を行います。
- 国の助成制度の対象とならない農業後継者に対し支援することで，後継者確保と後継者育成を図ります。

② 林業担い手の確保・育成

- 県林業労働力確保支援センターとの連携を図りながら，森林組合など林業事業体の労働力の確保・育成に努めます。

(3) 農林業・農村の多様な交流の推進

〔基本的方向〕

地域にある素晴らしい農畜産物を通して「地産地消」や「食農教育」を推進することにより，市民に地域農業の素晴らしさを理解してもらうとともに，美しい景観や伝統文化等の農林業・農村の多面的機能を活かして，都市と農村との交流を促進し，農村地域の活性化を推進します。

〔施策の概要〕

① 「地産地消」「食農教育」の推進

- 農村地域の高齢者等の持つ技術や能力を活かし，生きがいを持って農業に携われる活動を支援し，生産者直売所などの取組を推進します。
- 担い手農家や兼業農家，高齢者等の生産する農畜産物を生産者直売所で販売し，消費者との交流の場として青空市を定期的に実施し，「地産地消」を推進します。
- 子どもたちの農林業に対する理解を深めるために，農林業関係と教育関係が連携し，学校給食での郷土の食材・料理の取り入れ，生産者との交流給食，農作業体験の実施などを通じて「食農教育」を推進します。

②　都市と農村の交流促進

- 農村の持つ美しい景観や伝統文化・食材等を活かして農林業者，食品業界や観光業界・ＮＰＯ法人などの連携により，都市住民が農山漁村に滞在し，農林漁業体験や地域の自然，文化に触れ，地元の人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを促進し，農村社会や地域農業の活性化に努めます。

3-3　豊かな暮らしと地域社会を支える商工業の振興

〔施策の体系〕

- 3-3　豊かな暮らしと地域社会を支える商工業の振興
  - （１）豊かな暮らしを支える商業・サービス業の振興
    - ①　商店街の整備
    - ②　商店経営の近代化促進
    - ③　魅力的な商店街の形成
    - ④　サービス業の振興
    - ⑤　融資制度の充実
  - （２）地域産業の裾野を広げる鉱工業の振興
    - ①　地域産業の育成・振興
    - ②　金融対策の充実
    - ③　鉱業の振興
  - （３）新産業・新規事業創出の環境づくり
    - ①　起業家支援体制の整備
    - ②　創造的な人材の育成
  - （４）地域資源を生かした企業誘致の推進
    - ①　誘致活動と人材確保
    - ②　地場産業との協調

(1) 豊かな暮らしを支える商業・サービス業の振興

〔基本的方向〕

消費者ニーズの多様化・高度化・個性化に対応した経営の近代化や，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発した新しい生活様式に対応するための取組の促進等を図るとともに，金融機関，商工会議所，商店街や通り会連合会との連携を強め，市街地商店街における空き店舗等を活用した新規出店者への支援，それを促進するための環境整備等を図り，快適な買い物空間の創出と魅力ある商業ゾーンを形成します。

また，市民それぞれの生活における利便性や豊かさの追求などに対応できるようサービス業の振興に努めます。

さらに，商工団体については，その育成・強化，公的融資制度等の充実や効率的活用を図りつつ，コロナ禍における事業者の事業継続への支援を強化します。

〔施策の概要〕

① 商店街の整備

- 商店街や通り会連合会との連携や組織化を推進し，商店街のグレードアップを図るため，国・県の事業等を活用した整備の促進を図ります。

② 商店経営の近代化促進

- 時代の変化に対応した意識の改革を図り，ＩＴを活用した経営の健全化や近代化を促進し，後継者の育成と確保に努めます。
- キャッシュレス決済の導入やＥＣサイト活用等による各個店の新たな顧客獲得などを支援するとともに，マイナンバーカードを活用した買い物ポイント制度等について検討します。

③ 魅力的な商店街の形成

- ゆとりある空間づくりを進め，ますます多様化する消費者ニーズに対応できる魅力ある店舗の整備を促進するとともに，人々が集う商店街の形成に努めます。
- 国・県の事業等を活用し，駐車場等の共同施設や各店舗の整備を促進します。
- ポケットパークや駅前広場を有効利用し，魅力ある商店街の整備を推進します。
- 魅力ある商業ゾーンの創出を図るため，商店街組織が実施する新商品の開発地域資源活用，イベント，街路整備，駐車場等施設整備事業や市街地商店街空き店舗等を活用した新規出店者への支援を行うとともに，既存商店街との相乗効果を高め，新規顧客の吸引を図るなど，商店街の活性化を促進します。
- 明るく住みやすい街づくりを推進し，通り会の街路灯の維持に要する経費の一部を助成します。

④ サービス業の振興

- 市民生活を支える健康，福祉，文化，レクリエーション等のサービス業の振興に努めます。
- 高齢化や家事の外部化などに対応し，地域における雇用機会の創出につながるコミュニティ・ビジネスの起業促進に向けて，その支援システムを検討します。
- 地元食材を活用した料理の提供や接客向上に努め，飲食業の振興に努めます。
- コロナ禍における新しい生活様式に対応するための取組を促進します。

⑤ 融資制度の充実

- 国・県の制度資金の拡充や強化を要望し，積極的な活用を指導します。
- 市単独の融資制度である商工振興資金の充実と活用を推進します。
- 公的制度資金の借入に対する利子補給制度の活用を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した国・県の制度資金や利子補給制度等の積極的な活用を推進します。

(2) 地域産業の裾野を広げる鉱工業の振興

〔基本的方向〕

鉱工業の振興は，将来における生産所得の大きな源泉となり，雇用の増大が期待されることから，既存の鉱工業の育成と新たな企業の誘致を積極的に推進し，鉱工業の多様化を図るとともに，地域資源を活用した地域産業の育成に努めます。

人口減少による国内市場の縮小や新型コロナウイルス感染症の影響など厳しい経済情勢や国際化に対応するため，設備の近代化，金融対策の充実・活用，人材の育成確保による経営基盤の充実や生産技術の高度化を進め，新製品の開発や販路の拡大を促進します。

かつお節や緑茶をはじめとした農水産加工品や焼酎など，本市の誇る地場産品を「枕崎ブランド」として国内外において発信し，販路開拓を促進することにより，「枕崎ブランド」を確立・強化します。

〔施策の概要〕

① 地域産業の育成・振興

- 焼酎製造業・水産加工業等の既存企業においては，経営基盤の強化や多様化を図るとともに，技術の高度化と生産性の向上に努めます。
- 焼酎の原材料であるさつまいもの確保を図るために，地域農業との連携を強化し，安定確保対策を進めます。
- 企業間の情報交換や技術交流など産学官金交流を促進し，付加価値の高い新製品や新技術の開発を進めます。
- 経営者の意識改革を図るとともに，高度な技術や知識を有する人材を養成します。
- 市内商工業の振興発展に資するため，永年の職務の精励と産業の振興の尽力に対し功績を讃える優良従業員市長表彰制度を継続して実施します。
- 中小企業の経営の安定化と活性化を図るため，鹿児島県中小企業団体中央会の実施する経営指導などの事業の経費の一部を助成します。
- 特産品の効果的な宣伝・紹介や販路拡大，商品開発や品質向上及び情報の収集・提供など，各事業に積極的に取り組む県特産品協会との連携の強化を図ります。
- 商工業者と農林漁業者との出会いの場や交流の機会を提供するとともに，啓発や研修等を通じて農商工等連携事業を推進します。
- 海外への販路拡大に特化した情報を発信するため，先進的な取組を行っている企業と連携し海外ビジネスセミナーの実施を検討します。
- 国内外の展示会や物産展，見本市等に出展する企業に対する出展費用の支援や市内食品加工業・焼酎産業などの中核的企業の海外販路拡大を促進し，その取引企業への波及効果を目指します。

- 「枕崎鰹船人めし 」や「枕崎鰹大トロ丼」,「枕崎昆鰹出汁愛鍋」の全国的展開の取組に対する支援を強化し,「食のまち枕崎」の魅力発信を行い,「食のまち枕崎」ブランドの確立を目指します。
- 地域資源を活かした「食」に関する名物的商品の開発に対する支援を強化します。
- 本市の誇る地場産品を「枕崎ブランド」として国内外において発信し販路開拓を促進することにより,「枕崎ブランド」を確立・強化します。
- ふるさと納税返礼事業を通じて，更なる本市特産品の魅力の発信等に努め，産業競争力の向上，地場産業の振興につなげます。
- 生産年齢人口の減少に対応するため，外国人材の安定的な受入体制の整備に取り組むとともに，外国人材の定着を促進します。

② 金融対策の充実

- 国･県の制度資金の拡充や強化を要望し，積極的な活用について指導に努めます。
- 市単独の融資制度である商工振興資金の充実と活用を推進します。
- 公的制度資金の借入に対する利子補給制度を創設します。

③ 鉱業の振興

- 地元鉱山の健全な発展のため，鉱脈などの広域調査，精密調査の充実・強化を支援します。

(3) 新産業・新規事業創出の環境づくり

〔基本的方向〕

経済社会の変化に対応し，本市経済の活性化と雇用の創出を図っていくため，産・学・官・金の連携のもと，地域の特性を生かしながら，新産業・新事業の創出を積極的に促進していきます。

〔施策の概要〕

① 起業家支援体制の整備

- 空洞化が進みつつある市街地の活性化を図るため，新たに事業にチャレンジする場の提供や市街地商店街空き店舗等を活用した新規出店者への支援を実施します。
- かごしま産業支援センター等関係機関との連携を強化し，起業・創業に関する様々な情報を提供するとともに，各種制度の活用を支援します。
- 地域資源を活用した新商品の開発，販路開拓を支援するとともに，新分野進出，新商品開発の戦略立案を促進し，新たな産業の創出を図ります。

- 域外需要を取り込む可能性を秘めた中核企業に対して事業拡大及び新分野進出の際に必要な戦略策定，海外展開，販路開拓等を支援します。
- 創業志望者に対し，商工会議所等が中心となり新規創業のノウハウや財務，経営，販路開拓等の習得を支援するための創業セミナーや個別指導等を行い，創業後についても定期的なハンズオン支援を実施します。
- 商工会議所や地域金融機関，各種関連機関，行政等が連携して創業希望者をサポートする「枕崎市創業支援ネットワーク」において全面的な支援を行い，ワンストップ相談窓口を商工会議所に設置し，同ネットワーク内で連携を図りながら創業希望者に対する一貫したハンズオン支援を実施します。

② 創造的な人材の育成

- 創造的で感性豊かな人材の確保・育成のために，各種研修会の実施を検討します。
- 商工会議所が実施する融資斡旋事業，商工業振興対策事業，中小企業相談所事業，商店街等活性化促進事業に要する経費の一部を助成します。

(4) 地域資源を生かした企業誘致の推進

〔基本的方向〕

地域の資源を活用した企業の誘致や産業の立地を進めるとともに，近年の経済状況や企業進出動向，インフラ整備の動向，企業誘致に係る要因変化等のほか，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発した地方回帰の流れを踏まえた対応を図るため，企業誘致関連情報の発信に努め，新たな企業誘致の方策を検討します。

〔施策の概要〕

① 誘致活動と人材確保

- 県や本市出身等との連携を密にし，情報収集に努めます。
- 効率的な企業立地情報の収集と積極的かつきめ細やかな誘致活動を行うため，企業誘致支援員との連携及び企業誘致促進補助金の拡充を検討します。

② 地場産業との協調

- 地場産業の活性化を促進する企業の誘致に努めます。
- 地域資源を有効に活用する企業の誘致を図ります。

3-4　雇用環境と就業環境の充実

〔施策の体系〕

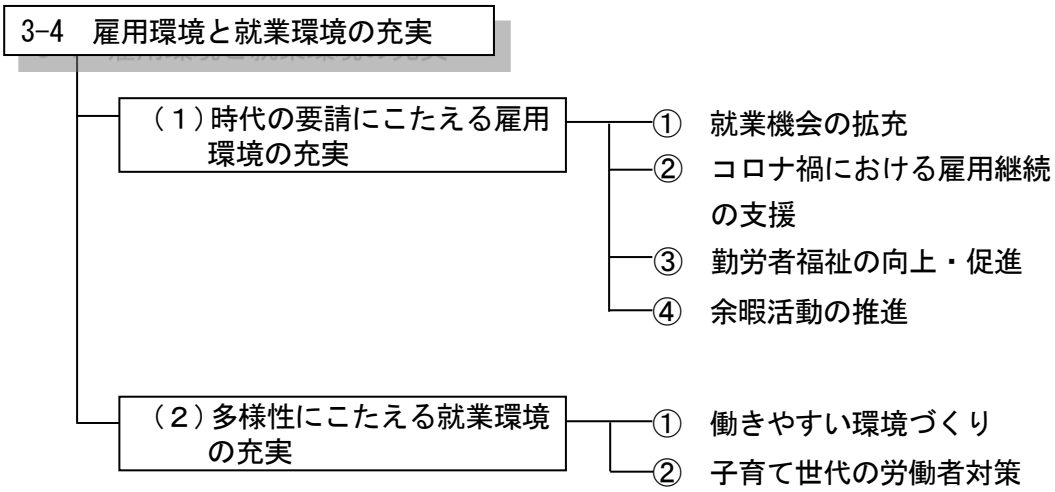

(1) 時代の要請にこたえる雇用環境の充実

〔基本的方向〕

勤労者が生きがいを持って働ける魅力ある職場づくりのため，地場産業の育成・振興や企業誘致を推進し，就業機会の拡充を図るほか，働き方に対する意識の変化や，テレワークなどの新たな生活様式の広がりなどにより生じている地方回帰の流れに対応するため，新たな形での雇用機会の確保に向けた取組を進めます。

また，勤労者がゆとりと豊かさを実感できる職場環境，労働条件，福利厚生等，雇用環境の充実や余暇利用のための環境整備を推進します。

若者の地元への就職に関し，若者定住育成協議会の事業の充実を図り，新規雇用者の地元定着率向上に向けて取り組みます。

コロナ禍において従業員の雇用継続を図る事業者への支援を行います。

〔施策の概要〕

① 就業機会の拡充

- 新規学卒者の地元志向を高める市民意識の浸透と，ＵＩＪターン促進活動を積極的に進め，関係機関と連携を強化し，迅速な就職情報の提供に努めます。
- 市と鹿児島労働局がそれぞれの強みを発揮し，一体的・総合的に地域の多様な雇用問題に関する対策を推進していくために，雇用対策協定の締結を検討します。
- 若者定住育成協議会が実施している地元高校生を対象にした就職支援事業や，若者が異業種間で交流できる若者交流事業について，事業内容の充実を図りながら地元企業への就業を促進します。

② コロナ禍における雇用継続の支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ，従業員の雇用維持を図る事業者を支援するため，国の雇用調整助成金の積極的な活用を推進します。

③ 勤労者福祉の向上・促進

- 就業形態の変化に対応するため，職業安定所と連携を図り，情報の収集提供に更に努めます。
- 国・県・企業等の協力を得ながら，福利厚生面など勤労者の福祉向上の促進を図ります。
- 市内企業における従業員の休憩施設・ユニホームの整備を行うなど福利厚生の充実に取り組む企業に対しその支援を行います。
- 従業員の処遇改善及び生産性向上を前提として行う従業員のスキルアップ研修や公的資格取得の取組に対して，国が行うキャリアアップ助成金を活用しながら，市としての助成制度を検討します。

④ 余暇活動の推進

- 勤労者の余暇利用対策として，福利厚生施策の推進を図ります。
- 若者の勤労意欲の向上を図るとともに，出会い・集い・憩いの場の提供にも努めます。

(2) 多様性にこたえる就業環境の充実

〔基本的方向〕

勤労者が働きやすい職場づくりに努め，女性労働者の妊娠・出産に関わる母性保護，健康管理やパートタイム労働対策，定年延長への対応など，諸制度や施設の積極的な活用を進め，勤労者の福祉の充実に努めます。

また，子育て世代の労働者対策として，産休や育児・介護休業制度の企業への啓発，病児・病後児保育の充実を行った上で，産休・育休中の欠員補充分としてＵＩＪターン者のお試し雇用等の検討を企業に対し推進します。

〔施策の概要〕

①　働きやすい環境づくり

- 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を推進します。
- 高齢者については，シルバー人材センターへの登録を促進し，豊かな知識・技能・経験を活用できる就労の場の確保に努めます。
- 障害者については，関係機関と連携し職業訓練などの機会の提供を図るとともに，企業等における法定雇用率に基づく雇用の拡大に努めます。

②　子育て世代の労働者対策

- 仕事と育児の両立支援を目指し，病児・病後児保育事業のさらなる推進や，子育て包括支援センター等における一時預かりの検討を進めます。
- 産前産後及び育児・介護休業の取得促進のため，企業等への制度周知を推進します。

3-5　地域の魅力を増幅する観光の振興と地域間交流

〔施策の体系〕

- 3-5　地域の魅力を増幅する観光の振興と地域間交流
  - （１）魅力あふれる観光の推進
    - ①　体験型観光，産業観光の推進
    - ②　観光基盤・施設の整備・活用
    - ③　観光資源・ルートの開発
    - ④　観光ＰＲ活動の強化
    - ⑤　各種イベントの取組
    - ⑥　外国人観光客誘客事業の推進
  - （２）多彩な地域間交流の促進
    - ①　特色ある地域・イベントづくり
    - ②　ふるさと枕崎会や他地域との連携・ＰＲ活動
    - ③　市民意識の高揚

(1) 魅力あふれる観光の推進

〔基本的方向〕

本市の観光については，南の海に開かれた地理的特性を生かし，海と豊かな産物を主体とした体験・滞在型観光地づくりを基本として，近隣市と一体となった広域的な観光ルートを設定し，観光施設の整備を図ります。

また，本市の自然や第一次産業，製造業などを観光資源としてとらえ，農業体験や工場見学など体験型観光，産業観光の振興を図ります。

さらに，新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ，これまでの国内外を広く対象とした誘客戦略でなく，まずは，九州内の観光客をターゲットとした誘客戦略に改め，観光協会を中心に関係機関一体となったＰＲや南薩地域の関係団体との連携による広域的な誘客活動を積極的に展開し，本市経済の活性化を図ります。

〔施策の概要〕

① 体験型観光，産業観光の推進

- 農業生産の場や農村・漁村の生活空間など，本市の持つ体験素材を活用して，体験型観光の振興を図ります。
- お魚センターでの「藁焼きたたき体験」や「鰹節削り体験」，また，焼酎工場や製造工場等を活用して，体験型観光，産業観光を推進します。

② 観光基盤・施設の整備・活用

- 火之神公園については，民間活力を導入し，自然の景観を活かしながら，魅力ある観光地づくりを推進するとともに，ニーズが高まっているキャンプ需要に対する対策を検討します。
- 枕崎駅を起点とし，火之神公園・枕崎漁港周辺を結んだ観光施設のネットワーク化を図るとともに，市内観光ルートの環境整備に努めます。
- 観光案内所を拠点に情報発信に努め，特色ある観光案内板や道路案内標識等を整備するとともに，観光客の利便性を図るため，インターネット利用環境の整備を推進します。

③ 観光資源・ルートの開発

- 南溟館やアートストリートなどを活用したまち歩きツアー，レンタサイクル等を活用するなど，ＪＲ枕崎駅を活かした新たな観光交流事業の創出に努めます。
- 本市の優れた地域資源を活用し，着地型旅行商品の造成促進を図るとともに，その担い手となる観光ガイドの養成，観光拠点施設の人材育成等を進めることにより，交流人口の増加を図ります。
- 近隣市町との連携を深め新たな観光ルートの開発を推進するとともに，埋もれた産品や新メニューの開拓に努めます。
- 地域資源を活用した新しい特産品等の開発を進め，本市の「食・味」の観光資源化を強力に推進します。

④ 観光ＰＲ活動の強化

- 本市の食と自然の魅力を紹介するホームページの充実に努め，感染症の影響等を見据えながら，国内外からの誘客を図ります。
- 観光キャンペーン時には情報媒体を最大限活用し，効果的なＰＲ活動を展開します。
- 本市観光の推進母体である観光協会の充実と強化を図るとともに，近隣市町と連携した広域的なＰＲ活動に努めます。
- コロナ禍にある中，誘客ターゲットを九州内に重点を置き，九州内を中心とした情報発信を強化します。

⑤　各種イベントの取組

- 枕崎港まつり，かつおまつり，新酒まつり等を話題性のあるイベントとして充実・発展させるとともに，市外に向けたプロモーション活動や他地域のイベントとの連携など情報発信力を強化することで集客力向上を図ります。

⑥　外国人観光客誘客事業の推進

- 広域連携による一体的な観光キャンペーン，情報発信等により，海外での知名度向上を図り旅行商品化を進め，旅行地としての定着と滞在型観光地としての拠点を目指します。

(2) 多彩な地域間交流の促進

〔基本的方向〕

交流人口の増大を図るため，来訪者に満足されるまちづくりを進める一方で，地域の特性を生かした新たなイベントの開催や既存イベントの充実，更にはマスメディアの活用を図り，地域外の人々と楽しみ，親しむ，出会い・集い・憩いの接点を拡大し，交流人口の増大を促進します。

「ふるさと枕崎会」「友好都市」と連携し，交流や情報交換を積極的に図る中で，本市関係者を都市部における広報マンとして本市を全国にＰＲするように努めるとともに，市民自らが来訪者をもてなす活動に取り組みます。

〔施策の概要〕

①　特色ある地域・イベントづくり

- 来訪者に満足してもらえるよう民間活力の導入を促進する中で，地域の特性を生かした都市景観や街並みづくりに取り組むとともに，マスメディアを活用し，情報発信に努めます。
- 文化・スポーツ・産業などのイベントの充実や新たなイベント等の開催に積極的に取組，出会い・集い・憩いの接点づくりに努めます。

②　ふるさと枕崎会や他地域との連携・ＰＲ活動

- 「友好都市」との交流活動を通じて，本市を全国にＰＲし観光・商業の発展に努めます。
- 県外で行われる物産展に企業と共同して出展し，県外の人々への本市の物産品や観光等のＰＲ及び本県出身者相互の親睦及び連携を図ります。

③　市民意識の高揚

- 市民が地域の良さを再認識するための取組を進めるとともに，来訪者へのホスピタリティの向上を図ります。

第４章　健康ですべての人々にやさしいまちづくり（健康・福祉）

4-1　生涯を通じた健康づくりの推進

〔施策の体系〕

- 4-1　生涯を通じた健康づくりの推進
  - （１）市民自らが取り組む健康づくり運動の推進
    - ①　健康づくりに対する意識の高揚
    - ②　健康づくり推進体制の強化
    - ③　食を通じた健康づくり
  - （２）市民の健康に貢献する効果的な保健事業の推進
    - ①　利用しやすい健診業務等の推進
    - ②　健診結果等の効果的な活用
    - ③　対象者別の保健サービスの展開
    - ④　寝たきり予防と機能回復
    - ⑤　メンタルヘルスケア対策

(1) 市民自らが取り組む健康づくり運動の推進

〔基本的方向〕

様々なイベントや広報活動を通した情報提供や活動参加の機会を拡充するとともに，多様な健康づくりのメニューを提供することにより，適切な運動習慣の普及を図り，市民の主体的な健康づくりへの参画を促進します。

また，地域における推進体制や拠点整備等を行い，日常的に健康づくりに取り組めるような環境づくりを進めます。

〔施策の概要〕

①　健康づくりに対する意識の高揚

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防対策の徹底について，市民の意識の啓発を図ります。
- 生活習慣病重症化予防のため，高血圧対策プロジェクトの推進に取り組みます。
- ウォーキング大会や市民健康教室等のイベントを開催し，健康づくりを体験できる場を提供するとともに，健康・保健に関する各種情報の提供に努めます。

- 生活習慣病やその原因となる生活習慣を改善するため，栄養・運動等を取り入れた健康教室を開催します。
- 特定健診やがん検診の重要性について普及啓発し，受診勧奨していきます。
- 市報を活用した健康づくりに関する情報の掲載に努めます。

② 健康づくり推進体制の強化

- 保健推進員や健康指導員の活動強化や地域での各種教室開催等を通じて，健康づくりや食生活改善などに取り組むグループの育成強化を図ります。
- 健康づくりを身近な地域で実践できるように，公共施設や地区公民館等の有効利用を図ります。

③ 食を通じた健康づくり

- 栄養，食生活の知識普及を効果的に推進するため，医療機関・各職域等との連携を密にし，情報収集・提携・技術支援等の強化を図ります。また，地場産品の積極的な活用を図りながら，市民の健康で良好な食生活の実現に寄与するよう努めます。
- 脳卒中予防のために，野菜・果物の摂取，減塩について学べる機会を提供します。

(2) 市民の健康に貢献する効果的な保健事業の推進

〔基本的方向〕

保健事業については，市民が参加しやすい事業を推進し，健診等への参加を促進するとともに，健診結果を活用した個別指導を充実するなど，市民の健康づくりに貢献できる効果の高い保健事業を推進します。

〔施策の概要〕

① 利用しやすい健診業務等の推進

- 受診者の利便性を考慮した実効のある健康診査とするために，特定健康診査と各種がん検診を同時に実施するセット健診を推進します。
- 予防接種の意義や効果についての普及周知を図るとともに，接種率の向上に努めます。
- 健康教育や健康相談等については，地域単位での実施や，他の事業と組み合わせての実施など，実施方法を工夫し，参加者の拡充を図ります。
- 特定健診や長寿健診については，集団健診と個別健診で受診できる体制を整え，受診者の利便性の向上を図ります。
- がん検診については，早期発見・早期治療のため，検診を受診しやすい体制づくりに努めます。

② 健診結果等の効果的な活用

- 特定健康診査等の健診データの管理並びに分析を充実します。
- 特定健診の特定保健指導者又は特定健診データの有所見者に対する健康教育や個別指導を強化します。
- がん検診要精密検診者の精密検診受診率向上に努めます。
- 糖尿病性腎症重症化予防のための指導に努めます。

③ 対象者別の保健サービスの展開

- 幼児期の各種健診を充実させ，むし歯有病者の減少を図るとともに，8020（ハチマルニイマル）運動の観点から，成人や高齢者に対する歯科保健対策を推進します。
- 母子の健康づくりや育児の環境づくりとして，地域ぐるみの母子保健活動を推進します。

④ 寝たきり予防と機能回復

- 一人でも多くの高齢者が，介護が必要となる状態を防ぎ，よりよい生活を送れるように介護予防・認知症予防教室や簡単筋トレ事業等を継続して実施します。

⑤ メンタルヘルスケア対策

- 近年の社会情勢及び産業構造，労働環境の変化に伴い増加しつつある心の病気について，その予防・早期発見・正しい対処法などの指導充実に努めます。
- 心の健康づくりについて，相談しやすい環境づくりや関係機関と連携した体制づくりに努めます。

4-2　質の高い医療サービスの充実

〔施策の体系〕

- 4-2　質の高い医療サービスの充実
  - （１）地域医療体制の強化
    - ①　初期診療の充実
    - ②　市立病院の施設・設備の整備
    - ③　市立病院の機能の充実強化
  - （２）市民の安心を支える救急医療体制の充実
    - ①　救急医療に対する理解と協力の促進
    - ②　救急医療・休日診療体制の充実
    - ③　市外への搬送体制の強化

(1) 地域医療体制の強化

〔基本的方向〕

地域医療については，病気の早期発見・早期治療を推進するために，市民の初期診療に対する意識高揚やかかりつけ医等の確保などを促進します。

また，市立病院については，診療体制の充実や災害時の対応病院としての機能を高め，市民から信頼され親しまれる中核的医療機関としての病院づくりに努めます。

〔施策の概要〕

①　初期診療の充実

- 市民が身近なところで継続的な医療サービスを受けるため，かかりつけ医やかかりつけ歯科医，かかりつけ薬局の必要性についての普及や広報に努めます。
- 医療機関が市民の日常の健康状態等を把握するとともに，健診結果等のデータを活用し，効果的な診療ができる体制づくりを図っていきます。

②　市立病院の施設・設備の整備

- 現代医療の視点に立った施設と設備の整備や充実に努めます。
- 現有機器類の改善と充実を図ります。

③　市立病院の機能の充実強化

- 災害時や感染症等の対応病院としての機能の構築を図ります。
- 検査体制や救急患者の受入態勢を充実します。
- 患者や家族が安心して自宅療養に専念できるように，訪問診療や訪問看護，訪問リハビリなどの充実を図ります。
- 治療内容や薬についての説明の充実など，患者に対する適切な情報提供に努めます。
- 医療事故防止体制を強化し，適切かつ安全な医療の提供に努めます。
- 有為な人材の確保と育成に努め，快適な医療環境づくりを進めます。
- 地域の医療環境や医療需要に対応するため回復期病床を導入するなど，病床機能の転換を図ります。

(2) 市民の安心を支える救急医療体制の充実

〔基本的方向〕

救急医療体制については，市民の救急医療に対する知識の高揚と理解を促進するとともに，救急医療を円滑に行うために，市内医療機関における休日診療・救急医療の体制充実並びに市外への搬送体制の連携を図っていきます。

〔施策の概要〕

①　救急医療に対する理解と協力の促進

- 市民健康教室等を通じて，救急医療に対する知識の高揚と理解の促進に努めます。
- 献血事業については，市民の献血に対する認識を深めるとともに，地域や企業，各種団体等の協力を得ながら集団献血の推進を図ります。

②　救急医療・休日診療体制の充実

- 休日や夜間における救急医療に対しては，在宅当番医制や病院群輪番制を継続的に実施します。
- 歯科の休日診療等については，歯科医師会との連携により，休日診療体制の構築に向けて検討します。

③　市外への搬送体制の連携

- 市外の二次医療機関との日常的な連携を深め，市外への搬送体制を維持していきます。

4-3　安定的な社会保障制度の継続

〔施策の体系〕

- 4-3　安定的な社会保障制度の継続
  - （１）安定した社会保険事業の推進
    - ①　国民健康保険の健全な運営
    - ②　国民年金制度の充実

(1) 安定した社会保険事業の推進

〔基本的方向〕

国民健康保険については，財政運営の責任主体である県と連携し，医療制度改革に適格に対応し，歳入の確保と医療費適正化に取り組み，制度の安定化を図ります。

また，国民年金業務については，法定受託事務に加え，市民のニーズに応えるため国・日本年金機構と協力・連携し厚生年金等に係る業務の充実を図ります。また，国民年金制度に対する市民の理解を深め，普及・啓発を推進し受給権の確保と制度の安定化に努めます。

〔施策の概要〕

①　国民健康保険の健全な運営

- 被保険者の国民健康保険税に対する納税意識の高揚や徴収体制の充実と強化により，収納率の向上と滞納整理に努めます。
- 特定健診の受診率向上や後発医薬品の利用率向上など医療費適正化に向けた取組を進めます。

②　国民年金制度の充実

- 法定受託事務である国民年金業務について，制度の理解や多様化する年金相談業務に対応するため，広報活動等を推進し，関係機関と連携しながら制度に対する意識の高揚に努めます。

4-4　安心して子どもを生み育てられる環境づくり

〔施策の体系〕

- 4-4　安心して子どもを生み育てられる環境づくり
  - （1）子どもを安心して生むための環境づくり
    - ①　次代を担う世代の教育と啓発
    - ②　結婚と妊娠期の不安の解消
    - ③　妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保
    - ④　子どもの心身の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
    - ⑤　思春期の保健対策の強化と健康教育の促進
  - （2）子どもを生むための地域との関わり
    - ①　地域で支え地域で育てていく環境の充実
    - ②　地域における子育て支援サービスの充実
  - （3）多様なニーズにこたえる保育サービスの充実
    - ①　多様な保育サービスの提供
    - ②　保育施設の充実
  - （4）子育てを支える地域の体制づくり
    - ①　地域による子育て支援の強化
    - ②　相談や交流の場づくり
    - ③　子育てがしやすい地域環境の整備
    - ④　地域における子育て支援サービスの充実
    - ⑤　子どもの健全育成
    - ⑥　育児に困難さを感じている親への支援
  - （5）子育て支援制度の充実と利用の促進
    - ①　公的制度に対する理解及び利用の促進
    - ②　母子保健・福祉サービスの充実
    - ③　子育て支援のネットワークづくり

(1)子どもを安心して生むための環境づくり

〔基本的方向〕

次代を担っていく子どもたちを増やしていくために，少子化による人口減少に歯止めをかけ，安心して子どもを生める環境と，生まれてくる子どもにとって安心できる家庭環境を構築していく施策が求められています。

まず，子どもを産む前段となる次世代対策として，保健所と連携し市内の中学校，高等学校において思春期教育の実施を検討します。

また，婚姻対策としてコンカツ協議会や若者定住育成協議会事業との連携や，婚活イベントを開催する団体への援助，更には，経済的理由により婚姻に踏み切れない個人に対する助成なども実施します。

さらに，婚姻後の妊娠・出産については，産婦人科の存続への方策検討，妊娠届出時の健康相談，初妊婦講座の実施，妊婦に対する産後ケア事業の周知徹底など，妊産婦の不安や不満を解消できるような妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を検討し，不妊に悩む家庭へのケアを図るため不妊治療への助成拡大を検討します。

〔施策の概要〕

① 次代を担う世代の教育と啓発

- 中学生から高校生期の生徒への婚姻から出産に対して夢と希望を持てる魅力的な教育の発信に努めます。
- 若い世代が，結婚から出産へのステップを踏み出すための出会いの場を提供し，定住化につなげます。

② 結婚と妊娠期の不安の解消

- 妊娠・出産期の不安を解消するため，健康講座や訪問事業などを実施します。
- 不妊で悩んでいる夫婦への相談窓口等を開設します。
- 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の住居費や引越費用を支援します。

③ 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

- 子どもを望む夫婦の経済的負担を少しでも軽くすることを目的に不妊治療の助成を実施します。
- 妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に，妊婦が安全な妊娠・出産を迎えることができるように妊婦健康相談を実施します。
- 妊婦健康診査の受診を勧奨します。
- 地域において安心して出産できるよう，産婦人科医の確保等，産婦人科存続への助成を継続します。

④　子どもの心身の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

- 乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業，産後ケア事業を実施し，保護者の心身の状況及び養育環境の把握に努めます。
- 乳幼児健康診査を実施し，乳幼児の健康の保持及び増進に努めます。
- 定期予防接種を実施し，接種率の向上に努めます。
- 計測や育児相談を行います。
- 乳児健康診査において，個別の栄養相談・離乳食の展示を行います。

⑤　思春期の保健対策の強化と健康教育の促進

- 学校における性教育，飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の充実を図ります。

(2)子どもを生むための地域との関わり

〔基本的方向〕

子どもを健やかに育てるためには地域との関わりが不可欠です。そこで，妊娠期から出産，育児までの期間における妊産婦の不安を解消するために，妊婦同士の助け合いや，高齢者との交流による育児援助などを検討します。

〔施策の概要〕

①　地域で支え地域で育てていく環境の充実

- 妊婦学校の奨励地域活動事業，地域子育て支援センター事業，一時預かり，ファミリー・サポート・センター等を推進します。
- 母子の健康のため，妊娠期・出産後の栄養，また離乳食についての情報を提供します。

②　地域における子育て支援サービスの充実

- 初妊婦講座や医療機関における妊婦健康教育の受講を勧奨します。
- 子育て支援センターや子育てサロンなど地域の子どもの養育に関する情報の提供を実施します。

(3) 多様なニーズにこたえる保育サービスの充実

〔基本的方向〕

保育所については，多様化する保育ニーズに対応できるよう，特別保育事業や学童保育，病児病後児保育等の多様な保育サービスを実施します。また，効率的で良質のサービスが提供できるように，安全対策を含めた保育所の施設・設備の整備充実を図ります。

〔施策の概要〕

① 多様な保育サービスの提供

- 病児・病後児保育，地域子育てセンター事業，延長保育，障害児保育，ファミリーサポートセンターによる支援，一時預かり保育等を推進し，子どもたちの生活スタイルに合った保育事業の提供を実施します。
- 小学生の放課後の安全対策を図るため，放課後児童クラブ活動を充実します。
- 各施設で働く職員の技術や知識の向上を図るため，各種研修会への参加を積極的に働きかけます。

② 保育施設の充実

- 園舎の改善や遊具の整備など，良好な環境づくりの整備を進めます。
- 安心して子どもを預けられるよう，施設の安全点検や人的な体制の充実など各施設の安全対策を図って行きます。

(4) 子育てを支える地域の体制づくり

〔基本的方向〕

子育て世代が利用しやすいように公共施設等を中心に，施設のバリアフリー化や多目的トイレの設置などを検討します。

また，保護者間の子育てに関する情報交換の場や相談体制などの更なる充実に併せ，市民や地域による子育て支援を促進するための子育て包括支援センターの検討を行い，子育てを地域で支える社会づくりを推進します。

また，効率的で良質のサービスが提供できるように，安全対策を含めた施設・設備の整備充実を図ります。

〔施策の概要〕

① 地域による子育て支援の強化

- 母子保健推進員による地域活動などを継続し，子育てをする保護者の安心を支えます。
- 子育て支援や障害児保育等の活動を行うボランティアグループやＮＰＯ等に対する支援を行うなど，子育て支援に係る団体等の育成に向けた支援を行います。
- 児童館，児童センター及び子育て支援センターの充実に努めるとともに，施設の修繕など，良好な環境づくりの整備を進めます。

② 相談や交流の場づくり

- 行政窓口の設置と併せ，子育て経験者等を活用し，子育てに関する悩み事等を相談できる相談体制を確立します。
- 子育て世代包括支援センターの機能を活かし，保護者の情報交換や交流の場を提供することにより，保護者間の交流を促進します。

③ 子育てがしやすい地域環境の整備

- 公共性の高い施設や歩道の段差解消などのバリアフリー化を進めます。
- 公的施設をはじめ，公共性の高い施設について，託児コーナーや授乳室等の整備を促進します。
- 地域において子育て世代を支えるため，いつでも安心して保健医療サービスが受けられるよう小児救急医療体制の充実について医師会と連携しながら検討します。

④ 地域における子育て支援サービスの充実

- 新生児訪問指導の充実や乳幼児の訪問指導の充実を図ります。
- すくすくお誕生日教室や子育てサロン等，地域の子どもの養育に関する情報の提供及び助言を行います。
- 乳幼児健診において，発達障害や情緒行動について経過観察とした親子を対象に，専門家が助言を行います。

⑤ 子どもの健全育成

- 健康診査の受診勧奨や母子保健事業の推進のため，地域において，母子保健推進員が活動します。

⑥ 育児に困難さを感じている親への支援

- 母子健康手帳交付時における母親の状況の把握と相談を行います。
- 産後に宿泊またはデイサービスにて，助産師等による心身のケアや休養，育児サポート等のきめ細かい支援を行います。
- 各種健診や教室等における個別相談の充実を図ります。

- 支援の必要な親子についての情報を，医療機関の助産師や保育所・幼稚園の保育士・教諭と共有し，連携して支援を行っていきます。
- 発達の遅れや，情緒行動について専門家へ相談する機会を確保します。

(5) 子育て支援制度の充実と利用の促進

〔基本的方向〕

育児休業制度等の公的な制度についての市民や企業等の理解並びに利用を促進するとともに，民間企業等における子育て支援を促進し，子育てと仕事を両立できるような就業環境づくりを進めます。

また，市の助成制度については，中学３年修了までの医療費無料化を継続するとともに，保育料の軽減などを検討します。

さらに，市内商店での子育て用品購入に対する割引制度の創設を検討します。

〔施策の概要〕

① 公的制度に対する理解及び利用の促進

- 公的制度の制定や取得状況について把握しながら，広報活動を強化し，企業等に対する制度の意義などについての理解を促進します。
- 公的制度についての市民に対する広報を強化し，理解を図るとともに，利用を促進します。

② 母子保健・福祉サービスの充実

- 中学校第３学年修了までの医療費の無料化を継続するとともに，非課税世帯の児童については，満 18 歳に達した３月までの無料化を実施します。
- 新生児の保護者に対し市内で使える商品券を給付します。

③ 子育て支援のネットワークづくり

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について，ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を活用し，切れ目のない支援を実施します。
- 育児支援冊子（子育て応援まくらざき）を配布し，子育てに関するサービスや，幼稚園・保育園での子育て支援，医療機関についての情報を提供します。
- 関係機関・施設による「枕崎市子育てネットワーク会議」を開催します。

4-5　誰もが自立した生活ができる福祉の充実

〔施策の体系〕

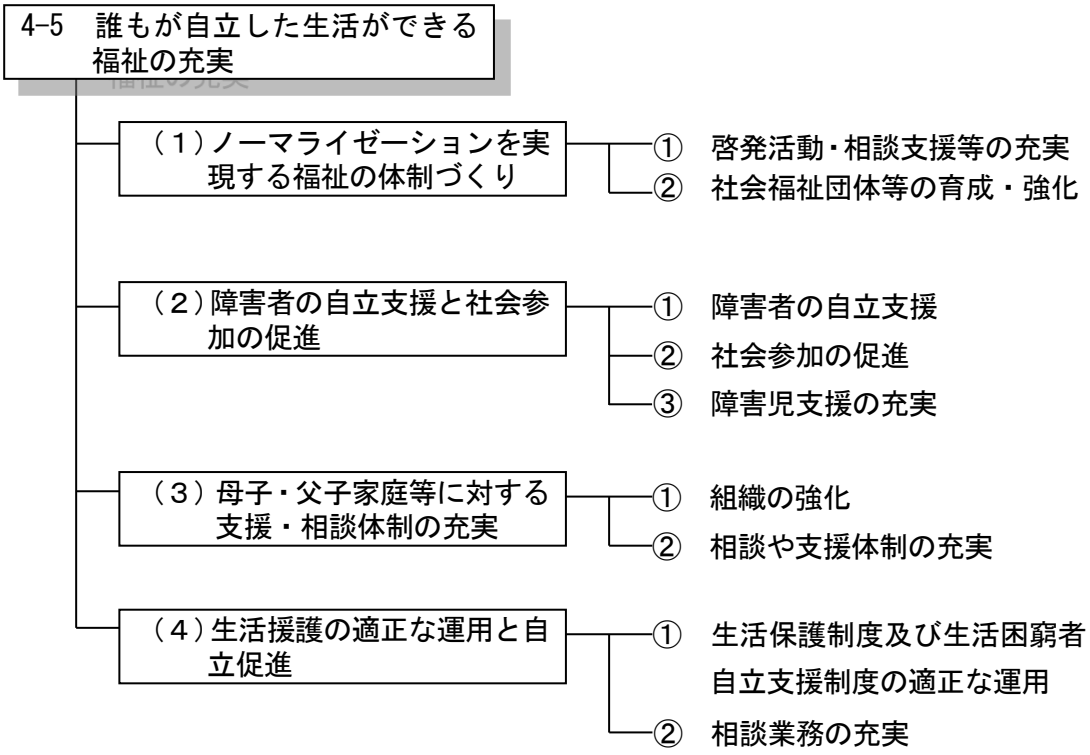

(1) ノーマライゼーションを実現する福祉の体制づくり

〔基本的方向〕

高齢者や障害者等の社会的弱者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，市民への啓発活動や相談支援の充実，地域生活支援拠点等を整備するとともに，社会福祉団体の育成や強化，また，市民がボランティア等として積極的に参画するなど，共生社会づくりを進めます。

〔施策の概要〕

①　啓発活動・相談支援等の充実

- 社会的障壁をなくすため，障害者等への理解と協力を得られるよう，市民へ広報誌・お知らせ版等やパンフレットの配布を活用し啓発活動を推進します。

- 相談支援等の充実を図るために，地域自立支援協議会等の場で関係団体等との連携強化を推進します。また，障害等のある方が，地域での生活が安心して暮らせるよう地域生活支援拠点等を整備します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う障害者基幹相談支援センターを設置することにより，より専門的な相談に対応できる体制を構築し，南薩地区における障害者相談支援業務の充実を図ります。

② 社会福祉団体等の育成・強化

- 社会福祉団体等の情報収集や運営費等の支援協力を行い，育成や強化を図るとともに，ボランティア活動の場の提供を図ります。
- 障害者等やその家族が互いの悩みを共有・情報交換のできる交流活動を支援するピアサポート等を推進します。

(2) 障害者の自立支援と社会参加の促進

〔基本的方向〕

障害者等が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを念頭に，障害者等の自己決定の尊重，一元的なサービスの実施による自立支援や就労等を含む社会参加の促進，障害者等の生活を地域全体で支えるなど，総合的なライフステージの支援体制づくりを推進します。

〔施策の概要〕

① 障害者の自立支援

- 障害者自立支援給付費事業等により障害種別によらない一元的なサービスを実施し，障害者等の自立支援を促進するため，訪問系サービスをはじめ，日常生活用具補装具費の支援など，障害者等の日常生活の支援を推進します。
- 重度の障害者に対する医療費助成や，障害者医療費の給付を行い，経済負担の軽減に努める一方で，障害者の健康増進を図ります。
- 障害者虐待の早期発見をはじめとする虐待防止対策支援や，適切な対応，並びに障害者の権利擁護を推進するため，成年後見人制度利用を支援します。
- 障害者等の雇用について，自立支援協議会等や障害者就労支援ネットワーク会議等を活用し，企業等の理解を進めるとともに，関係機関と連携した情報収集を行うなど，障害者等の就労支援に努めます。
- 高齢者，障害者等の外出の機会を増やすことを目的としたタクシー利用に係る運賃助成制度について，更なる利用促進の取組を進めます。

- 民生委員・児童委員の研修及び連携を充実し，さらなる障害福祉等への活動体制を推進します。

② 社会参加の促進

- 各種スポーツ大会や地域活動等について積極的に広報を行い，社会活動等への支援を行います。
- 障害者等が生活しやすい環境を整えるため，関係機関と連携し，バリアフリー化の推進等を図ります。

③ 障害児支援の充実

- すべてのライフステージにわたって障害者等の日常生活及び社会生活を支えていく必要があることから，障害児等の早期発見・早期療育につなげるため，関係機関との連携を推進します。
- 障害児相談支援をはじめ，児童発達支援等・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を更に推進します。
- 障害児等に対して，障害者医療費の育成医療等の給付を行い，保護者の経済負担の軽減に努める一方で，障害児等の健康増進を図ります。
- 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成により，障害児福祉のさらなる充実を図ります。

(3) 母子・父子家庭等に対する支援・相談体制の充実

〔基本的方向〕

母子・父子家庭等の福祉向上のため，物心両面からの施策の充実に努めるとともに，相談業務の強化を図ります。

〔施策の概要〕

① 組織の強化

- 母子寡婦福祉会を育成・強化し，各種行事への参加により自立を促します。

② 相談や支援体制の充実

- 母子・父子等家庭の経済的安定と福祉の向上を図るため，相談や助言・指導等の強化に努めるとともに，医療費助成や福祉資金などの積極的な活用を促進します。
- ＤＶ被害者等が緊急的に避難するため必要な宿泊料等の経費を助成します。また，ＤＶ被害者等が将来に向けて安心・安全な暮らしを送れるよう，その希望に応じて必要な支援を実施します。

(4) 生活援護の適正な運用と自立促進

〔基本的方向〕

低所得者などの経済的自立と生活の安定を促進するため，生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の適正な運用に努めるとともに，指導・助言や相談業務を積極的に推進します。

〔施策の概要〕

① 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の適正な運用

- 生活保護世帯及び生活困窮者の実情を十分に把握し，適正な保護を行うとともに，自立更生に関する適切な指導・助言を行います。

② 相談業務の充実

- 民生委員・児童委員，関係団体等との連携を密にし，相談・助言業務の充実を図ります。

4-6　高齢者が安心して生活できる仕組みづくり

〔施策の体系〕

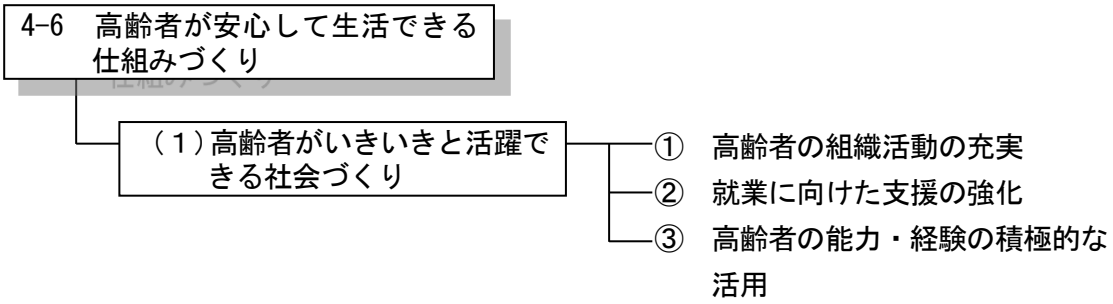

(1) 高齢者がいきいきと活躍できる社会づくり

〔基本的方向〕

老人クラブの活動をはじめとする組織の充実並びに活動の強化を図るとともに，様々な機会を通じた社会参加の機会を拡充し，高齢者が積極的に社会参加できるように努めます。

また，高齢者の生きがいづくりとしての就業環境を整えるとともに，高齢者が培ってきた能力や経験が発揮できるような仕組みづくりを進めつつ，余暇対策としての囲碁・将棋等の学習講座の開催等も検討します。

〔施策の概要〕

①　高齢者の組織活動の充実

- 高齢者の組織活動の基盤である老人クラブについては，組織基盤の強化に対する支援とともに，加入・参加しやすい環境づくりをサポートします。
- 高齢者を対象とするニュースポーツやレクリエーション等の場の提供，イベント等の誘致に努めるとともに，高齢者学級等を通じた活動の充実を図ります。
- ボランティアグループだけでなく，経済活動を行う高齢者組合の設立促進など，高齢者の活動目的に応じた組織づくりに努めます。

②　就業に向けた支援の強化

- より多くの高齢者が個人の能力に合った仕事ができるように，シルバー人材センターに係る広報活動の強化等に努め，仕事の機会の拡充を図ります。

- 高齢者の生きがいづくりとしての就労を通じ，これまで培ってきた知識・経験を活かせるような仕組みづくりを支援します。

③　高齢者の能力・経験の積極的な活用

- 高齢者が培ってきた能力や経験を，学校教育や生涯学習，地域へ活用するための仕組みづくりを進めるとともに，地域ボランティアとしての活用などを検討します。
- 高齢者が外出するきっかけとなる事業を対象とし，高齢者元気度アップポイント事業に取り組みます。また，発展的施策として，高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業に取り組み，地域社会の担い手として活躍が期待される元気な高齢者の受け皿を作り，高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ります。
- 高齢者，障害者等の外出の機会を増やすことを目的としたタクシー利用に係る運賃助成制度について，更なる利用促進の取組を進めます。

4-7　地域包括ケアシステム構築に向けた取組

〔施策の体系〕

- 4-7　地域包括ケアシステム構築に向けた取組
  - （１）地域包括ケアシステムの構築
    - ①　介護予防事業の推進
    - ②　新しい総合事業の推進
    - ③　包括的支援事業の推進
    - ④　本市の実状にあった地域包括ケアシステム構築に向けた体制づくり
    - ⑤　任意事業への取組
    - ⑥　地域での見守り体制の充実
    - ⑦　居宅介護の充実強化
    - ⑧　介護保険施設等の充実
    - ⑨　介護サービスの質や従事者の確保
    - ⑩　適切なサービス利用の推進

(1)地域包括ケアシステムの構築

〔基本的方向〕

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のため，可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指します。

高齢者が住み慣れた地域の中で，保健・医療・福祉サービスを享受でき，安心し，生きがいを持って暮らせるように，住宅や食生活等の生活支援を充実させ，近隣住民やボランティア等による高齢者の見守りや介護予防の取組を強化します。

また，寝たきりや障害を持った状態でも住み慣れた地域で生活ができるよう保健・医療・福祉の連携を図り，日常生活圏域を基本とした介護サービスの確保と介護家族への支援を充実し，在宅を中心とした介護を推進します。

自立して生活することに不安のある高齢者や在宅での継続的な生活が困難な要介護者が，心身の状況に応じてできるだけ今までと近い場所で生活ができるよう地域密着型サービスを中心に充実に努めます。

併せて本市の特性を踏まえ，すべての市民が健康で長生きできるための施策を有機的に展開できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組を進めます。

〔施策の概要〕

① 介護予防事業の推進

- 要支援･要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象にした様々な介護予防事業を推進します。
- 高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく，人と人とのつながりを通じて，参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する「てげてげ広場事業」に取り組みます。

② 新しい総合事業の推進

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の推進に向けて，地域の社会資源の発掘やサービスの連携体制の構築及び充実を図ります。

③ 包括的支援事業の推進

- 介護保険の認定者への介護予防ケアマネジメント事業を推進します。
- 地域の高齢者の実態把握や高齢者の様々な相談を受け止め，適切な機関，制度，サービスにつなぎ，継続的にフォローする総合相談支援事業を推進します。
- 高齢者虐待の防止や早期発見，適正な対応等，権利擁護事業を推進します。
- 困難事例に対する介護支援専門員への支援及び地域の介護支援専門員や介護サービス関係者の研修会の開催やネットワークづくりなど包括的･継続的マネジメント事業を推進します。
- 保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等，多職種によるネットワークの根幹となる地域ケア会議を開催し，協働して個別ケースや地域の課題を共有し，課題解決に必要な資源開発や高齢者が地域で生活しやすい環境の整備を図ります。
- 医師会を始めとする三師会と連携して，切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築，在宅医療・介護連携に関する相談支援，医療・介護関係者の研修，市民への普及啓発など，在宅医療・介護連携の推進に向けた事業に取り組みます。
- 認知症の早期診断により，速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制の構築に向け，認知症初期集中支援チームの活動の充実に努めます。
- 認知症に対する理解の促進と偏見の解消を図るため，市民向けの講演会や講習会の開催及びパンフレットや認知症の各期における対応やサービス等を記載した認知症ケアパスの更新を行っていきます。また，若年性認知症に関する相談や相談窓口の広報を行っていきます。
- 地域包括支援センターの地域支援推進員等を中心に地域包括支援センター等における認知症の相談窓口の充実，かかりつけ医・認知症サポート医・専門医のネットワークの構築など，関係機関と連携して認知症予防を支援する仕組みづくりを推進します。

- 地域で暮らす認知症の人やその家族を応援するため，「キャラバン・メイト」を活用し「認知症サポーター」の養成に努め，地域で認知症を見守る体制づくりを推進します。サポーター養成講座を受講した方を対象にステップアップ講座を開催し，受講後のボランティア活動を推進します。
- 日常生活の支援が必要な高齢者が，地域で安心して在宅生活を継続するためには，元気な高齢者などが担い手となって参加する住民主体の活動や，ボランティア・ＮＰＯ・民間企業・協同組合等の多様な主体による様々な生活支援サービスを提供する体制整備が必要です。そのため，生活支援の担い手の養成・発掘等，地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を配置するとともに，生活支援サービスを行う多様な主体間の情報の共有や連携強化の場として「協議体」を設置することにより，生活支援サービスの充実強化を図ります。

④　本市の実状にあった地域包括ケアシステム構築に向けた体制づくり

- 将来人口推計や，保健・医療・福祉の課題，社会資源の現状など，本市の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた体制づくりに努めます。

⑤　任意事業への取組

- 枕崎市介護給付適正化計画を作成し，目標・計画性を持って事業を実施し，効果・課題を分析しながら適正化に資する取組を推進します。
- 家族介護支援事業等を継続して実施します。

⑥　地域での見守り体制の充実

- 在宅福祉アドバイザー等のボランティアによる，ひとり暮らし高齢者に対する声かけ等の安否確認を推進します。
- 災害時や緊急時などに要援護者に対し迅速な対応ができるように，在宅福祉アドバイザーを中心とする地域見守りネットワークづくりを推進します。

⑦　居宅介護の充実強化

- 居宅サービスに関する情報の発信などを通じて，サービスの内容や費用等の情報を適切に提供することにより，要介護者が必要なサービスを受けられるように努めます。
- 要介護者のニーズ並びにサービス事業所の状況把握に努めながら，必要な居宅サービスの確保に努めます。
- 介護家族を対象とする相談の充実を図り，介護家族の精神的負担の軽減に努めます。
- 家族介護を含む市民を対象とする介護教室の開催などを通じて，介護に対する関心の醸成を図るとともに，介護に関する知識の普及に努めます。

⑧　介護保険施設等の充実

- 現状や将来の人口等の推移を基に策定する介護保険事業計画に沿って，計画的な整備を進めます。
- 介護保険施設におけるサービスの質の更なる向上に努めます。

⑨　介護サービスの質や従事者の確保

- 事業者への指導体制を強化し，質の向上を図ります。
- 地域包括支援センターと介護保険担当部署との連携を図りながら，サービス利用者からの相談や苦情に対する窓口を充実させ，問題の早期発見や解決に努めます。
- 各介護サービス事業所の連絡会や研修会，また，必要に応じて個別のケース検討会を開催し，地域ケア会議を活用しながら，サービスの質の向上を図ります。
- 事業者への情報提供や研修に対する支援など，事業者のサービス提供能力の向上に向けた取組への支援を行います。
- 介護従事者の人材不足が懸念される中，事業所の人材不足に対し保険者としてできる支援を検討します。

⑩　適切なサービス利用の促進

- 介護保険サービスの利用状況の分析や，枕崎市介護給付適正化計画に基づき，ケアプランチェックなどを行い，適正で効果的なサービス利用が行われるように努めます。
- 地域包括支援センターを中心に関連機関との連携を強化し，要介護者，要支援者の実態把握に努めるとともに，サービスが必要な高齢者に適切なサービスが提供できるように努めます。

第５章　豊かな人間性と文化を育むまちづくり（教育文化）

5-1　人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進

〔施策の体系〕

- 5-1　人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進
  - （１）人間形成の基礎づくりを担う幼児教育の充実
    - ①　教育内容・教育環境の充実
    - ②　就園者の拡充
  - （２）基礎を重視し，個性を育む義務教育の推進
    - ①　基礎学力等の習得
    - ②　食育や郷土教育の充実
    - ③　生徒指導等の充実
    - ④　教育環境の整備・充実
    - ⑤　教職員の資質向上
    - ⑥　地域と一体となった学校運営の推進
    - ⑦　今後の望ましい学校づくりの検討
    - ⑧　学校保健の推進・充実
  - （３）各高等学校の特徴を生かした高等学校教育の推進
    - ①　高等学校教育との連携
    - ②　市奨学金制度の活用促進
    - ③　地域との連携

(1) 人間形成の基礎づくりを担う幼児教育の充実

〔基本的方向〕

幼児教育は，幼児の健全な心身の発達や豊かな人格形成の上から最も重要なものであるとの基本認識に立ち，家庭や幼稚園等との連携を深めながら，幼児教育の充実に努めます。

〔施策の概要〕

①　教育内容・教育環境の充実

- 教職員の資質向上のための研修事業を支援し，教育内容の充実を図ります。

②　就園者の拡充

- 幼稚園就園助成金や，子育てのための施設等利用給付事業を継続して実施し，保護者の経済的負担の軽減に努めます。

(2) 基礎を重視し，個性を育む義務教育の推進

〔基本的方向〕

義務教育については，基礎学力と基本的な社会習慣を身に付けることを大切にしつつ，国際化や情報化等の社会環境の変化に対応した教育を充実します。

また，食育や郷土教育など，本市の産業や文化を生かした教育を充実するとともに，小・中連携を推進し，中１ギャップの解消や小学校から中学校へのスムーズな接続を目指します。

教育環境については，施設の段階的な改修等による学習環境の整備充実と併せ，国の「ＧＩＧＡスクール構想」による児童生徒一人一台の情報端末を効果的に活用した教育活動の推進，緑化の推進や安全・衛生対策にも配慮し，安心して楽しく学べる環境づくりを進めます。

さらに，学校開放や学校運営への参加などを積極的に進め，学校，保護者，地域が一体となった学校づくりを推進します。

近年問題となっているいじめ問題については，実態把握を適切に行うとともに「いじめ問題対策連絡協議会」や「いじめ問題専門委員会」等と連携し，未然防止や早期解決に努めます。

施策の推進に当たっては，枕崎市教育振興基本計画のもと，望ましい教育環境の整備・充実に努めます。

〔施策の概要〕

①　基礎学力等の習得

- 発達段階に応じた教育ができるように，９年間を見通した小・中連携教育を継続して実施します。
- 小中相互乗り入れ授業による英語学習や算数（数学）の学習など，専門性の高い授業を行います。
- 基礎的・基本的な内容の定着のために，指導方法の改善に努めます。
- 国際化・情報化時代に通用する人材を育成するために，国際理解教育や外国語教育の充実に努めるとともに，ＩＣＴを効果的に活用した授業づくりを推進します。
- 豊かな心を育むために，体験学習や道徳教育の充実に努めます。
- 特別支援学級やことばの教室の整備充実に努め，特別支援教育の充実を図ります。
- 児童生徒の体力・運動能力の実態把握と「一校一運動」「チャレンジかごしま」の取組を充実させるとともに，生涯スポーツの基礎づくりを推進します。

②　食育や郷土教育の充実

- 地元企業等の協力による職場体験や高齢者等の参加による歴史学習や体験学習など，郷土に対する理解と愛着を図るための教育を推進します。
- 学校給食については，食育と地産地消を図り，安心・安全で魅力ある学校給食の充実に努めます。
- 農業や水産業の団体等との連携による地場産品を取り入れた献立の充実や，偏食や食物アレルギーに対する個に応じた給食指導など食育を充実します。

③　生徒指導等の充実

- 心のふれあいを重視した教育相談を充実するとともに，家庭・地域・関係機関との連携を密にし，いじめや不登校等の未然防止を図ります。
- 体験活動の実施や全教育活動を通して能力と適性に応じた進路指導の充実を図り，発達段階に応じた生徒指導の充実に努めます。

④　教育環境の整備・充実

- 「ＧＩＧＡスクール構想」における新しい時代の学びの環境整備・充実に努めます。
- 老朽化の進んでいる校舎等の改修・改築や非構造材の耐震補強などを「枕崎市学校施設長寿命化計画」等に基づき，年次的・計画的に行い，施設の整備と充実に努めます。
- 校内の緑化や安全対策の強化など，安全で快適な学習環境づくりに努めます。
- 学校備品や学校図書の整備と充実に努め，児童・生徒の学力向上のための環境づくりを推進します。
- 給食センターについては，予防保全による施設・設備の衛生的な維持管理に努めます。

⑤　教職員の資質向上

- 各種研修会の充実や自主教育研究グループの育成等により，多様な研修の機会と場を設けます。
- 学校ごとの研修体制を整え，先導的で実践的な調査研究を推進し，各学校における教育課題の解決を支援します。

⑥　地域と一体となった学校運営の推進

- 学校は，地域の拠点でもあることから，教室や校庭の積極的な開放に努めます。
- 学校運営について，保護者だけでなく，地域住民の積極的な参加を進め，学校・保護者・地域が一体となった学校づくりを推進します。

⑦　今後の望ましい学校づくりの検討

- 少子化等の情勢の変化に伴う今後の望ましい学校づくりのあり方について検討し，市としての方向性を策定します。

⑧　学校保健の推進・充実

- 学校保健指導や学校環境衛生を充実させ，児童生徒の健康保持・増進を図ります。
- 感染症対策として，学校の新しい生活様式に基づいた，安心して学べる環境を構築します。

(3) 各高等学校の特徴を生かした高等学校教育の推進

〔基本的方向〕

高等学校については，枕崎高等学校及び鹿児島水産高等学校という２校の特色を生かした魅力ある学校づくりに協力するとともに，地域社会との連携を支援します。

また，卒業生の本市定着を促すため産業界等との情報共有などの連携を進め，地元に就職した場合の奨学金の返還金の猶予や免除制度の導入について，検討を行います。

さらに，市民の学習機会の拡充のため，本市の特徴に合った高等教育機関等との連携を図ります。

〔施策の概要〕

①　高等学校教育との連携

- 市内の高等学校の魅力を市民に伝えるため，学校と一体となった広報活動を進めます。
- 枕崎高等学校については，総合学科の特色を生かしたきめ細かい教育の充実を支援します。
- 鹿児島水産高等学校については，情報技術等を効果的に導入した教育の充実を支援するとともに，昨今の水産業の実情に対応し，出前授業など小中学校の体験活動との連携を推進します。

②　市奨学金制度の活用促進

- 進学を希望する者に対し，市奨学資金制度の情報提供を行い，就学機会の充実に努めます。

③　地域との連携

- 地域づくりへの積極的な参画や地域行事への参加を促進し，活性化対策などへの積極的な協力に努めます。

5-2　豊かな人間性を育む生涯学習の推進

〔施策の体系〕

- 5-2　豊かな人間性を育む生涯学習の推進
  - （１）生涯学習・社会教育諸条件の整備・充実
    - ①　生涯学習推進体制の充実
    - ②　学習機会等の拡充
    - ③　学習情報の提供促進
    - ④　社会教育の充実
  - （２）心豊かでたくましい青少年の育成
    - ①　地域の教育力の向上
    - ②　家庭教育の充実
    - ③　青少年教育の充実

(1) 生涯学習・社会教育諸条件の整備・充実

〔基本的方向〕

市民一人一人が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう，多様な学習要求にこたえるとともに，積極的に学習活動に取り組める生涯学習社会の形成を推進します。

また，社会教育関係者の資質の向上や社会教育関係団体の支援に努め，社会教育活動の活性化を促進します。

〔施策の概要〕

①　生涯学習推進体制の充実

- 市民が自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の形成をめざし，各種関係機関や団体等との連携強化を図ります。
- 生涯学習の拠点である中央公民館，地区公民館やサン・フレッシュ枕崎の施設の改善や設備の充実を図ります。

② 学習機会等の拡充

- 市民の多様な学習要求に応えるとともに，心の豊かさを実感できる各種講座や各種学級等の学習内容の充実を図ります。
- 学習した成果を発表する機会と場の設定に努めます。
- 市民が主体的・自主的な活動を行えるよう，学習グループの育成や支援に努めます。

③ 学習情報の提供促進

- 市民からの様々な学習需要に対応するため，学習機会や学習情報の提供を一層充実させるとともに，視聴覚機器の活用や各種教材等の利用促進に努めます。
- 図書館については，文字・活字文化を継承する拠点として，読書活動の推進や，蔵書の充実をはじめ，各種資料の収集・整理・保存に努めます。
- 県内外の各図書館との連携による利用者へのサービスの向上を目指し，利便性の高い図書館システムの構築に努めます。

④ 社会教育の充実

- 各種研修会の受講を要請し，社会教育関係者の資質の向上を図ります。
- 社会教育関係団体の組織強化や活動の充実を積極的に支援するとともに，団体相互の連携・協力体制を図りながら，社会教育活動の活性化を促進します。
- 人権教育の充実のため，人権問題についての正しい理解と認識を深める研修会の開催や情報提供等に努めます。

(2) 心豊かでたくましい青少年の育成

〔基本的方向〕

心豊かでたくましい青少年を育てるために，青少年を対象とした様々な体験活動の場の提供に努め，家庭教育支援への積極的な取組を行いながら，地域の連帯感や地域の教育力向上を推進します。

〔施策の概要〕

① 地域の教育力の向上

- 学校・家庭・地域が一体となって青少年の健全育成の気運を高めるため，市民あいさつ運動や地域学校協働活動の積極的な活用に努めます。
- 自治公民館や子ども会育成会など各地域内の青少年育成関係団体の活性化に努めます。

②　家庭教育の充実

- 家庭教育学級・子育て講座等，保護者を対象とした学習機会の提供や子育てグループ等の支援，相談活動の実施等により，教育の出発点である家庭教育の充実に努めます。

③　青少年教育の充実

- 青少年を対象とした体験活動・ボランティア活動の事業の充実を図り，心豊かでたくましい青少年を育成します。
- 子ども会など青少年団体の活動の活性化や，研修会等を活用して次代を担うリーダーの養成に努めます。

5-3　豊かなスポーツライフの実現

〔施策の体系〕

- 5-3　豊かなスポーツライフの実現
  - （１）幅広く市民が参加しやすい仕組みの確立
    - ①　コミュニティスポーツクラブの支援
    - ②　スポーツ団体等の育成・強化
    - ③　市民運動会プログラムの検討
  - （２）地域で身近に参加できるスポーツ環境の整備
    - ①　スポーツ施設の整備充実
    - ②　スポーツ・レクリエーション活動の普及
  - （３）スポーツに関する魅力的なコンテンツの創造と情報発信
    - ①　地域資源としてのスポーツを通じた地域活性化
    - ②　スポーツに関連した情報の発信

(1) 幅広く市民が参加しやすい仕組みの確立

〔基本的方向〕

生涯スポーツ振興の柱として，幅広い世代の人が参加できるコミュニティスポーツクラブを支援するとともに，スポーツ団体等の育成を図ります。また，市民運動会のプログラム等についても，多くの市民の参加を促すためのプログラムを検討します。

〔施策の概要〕

①　コミュニティスポーツクラブの支援

- 生涯スポーツの柱となるコミュニティスポーツクラブの支援・助成に努めます。
- 民間スポーツクラブ等との連携を図り，スポーツへの参加機会の拡充に努めます。

② スポーツ団体等の育成・強化

- 競技力の向上やスポーツの振興のため，市体育協会をはじめとする各種競技団体の自主的活動の促進に努めます。
- 地域に根ざした生涯スポーツの振興のため，スポーツ推進委員やスポーツ少年団指導者の資質向上を図るとともに，社会体育指導者の発掘や育成に努めます。

③ 市民運動会プログラムの検討

- 「新しい生活様式」を踏まえた中で，市民運動会の構成について検討を行います。
- 多くの市民が気軽に参加しやすいプログラムの検討を行い，市民の健康増進に寄与します。

(2) 地域で身近に参加できるスポーツ環境の整備

〔基本的方向〕

「野球によるまちづくり」を推進するため，野球場などスポーツ活動の拠点となる社会体育施設を計画的に整備するとともに，学校体育施設等の有効活用に努め，市民のニーズに合ったスポーツに親しめるような仕組みづくりを進めます。また，市内に点在する公園の利活用も検討します。

〔施策の概要〕

① スポーツ施設の整備充実

- 「野球によるまちづくり」推進のため，野球場周辺の整備やスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる社会体育施設の整備を計画的に行います。
- 地域でのスポーツの普及・振興を図るため学校体育施設の開放を積極的に行い，その有効活用を図ります。
- 身近な地域で日常的にスポーツ活動ができるように，地域におけるスポーツ環境の整備や市内に点在する公園の利活用も検討します。

② スポーツ・レクリエーション活動の普及

- 生涯スポーツ活動としての各種スポーツ大会等を開催・支援します。
- 「新しい生活様式」を踏まえた生涯スポーツ活動の普及に取り組みます。
- 家族や仲間でいつでも気軽に親しめるニュースポーツ・軽スポーツの普及に努めます。
- 2023 年に延期となったかごしま国体開催を契機として，スポーツを活かしたまちづくりを推進します。

(3) スポーツに関する魅力的なコンテンツの創造と情報発信

〔基本的方向〕

スポーツをまちづくりのための中核として位置づけ，地域の魅力向上や活性化を図ります。また，各種大会を開催することによる関係人口の増加に向けた多面的な施策を展開していきます。

〔施策の概要〕

① 地域資源としてのスポーツを通じた地域活性化

- スポーツ合宿や各種競技の大会誘致などを通じ，スポーツ関係の交流人口増加に努めます。
- 各種大会で本市を訪れる方々が，楽しみながら市内を回遊できる施策を，関係機関と連携しながら検討します。
- 各種団体と連携し，大会等に併せたイベント開催や特典の開発など，リピーター獲得に向けた方策を検討します。

② スポーツに関連した情報の発信

- スポーツ合宿や新たな大会の開催については，市内の各スポーツ団体と連携しながら情報発信に努めます。
- 県が主催する各種スポーツセミナーに参加し，本市の施策のＰＲを行います。
- 企画・観光部門と連携することで，幅広い情報発信を行います。

5-4　伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興

〔施策の体系〕

- 5-4　伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興
  - （１）伝統文化の保存・継承と効果的な活用
    - ①　保存・継承の拠点づくり
    - ②　保存・継承活動への支援と活用
  - （２）南溟館を中心とする芸術文化活動の推進
    - ①　市民の主体的芸術文化活動の促進
    - ②　芸術に親しむ憩いの場の整備
    - ③　市民の芸術文化意識の高揚

(1) 伝統文化の保存・継承と効果的な活用

〔基本的方向〕

伝統文化は先人が残してきた貴重な財産であり，その保存・継承に向けて，拠点施設の整備やソフト面での対応を充実するとともに，学校教育や生涯学習等への効果的な活用を図り，郷土に誇りを持ち，郷土を愛する心の醸成を図ります。

〔施策の概要〕

①　保存・継承の拠点づくり

- 貴重な文化財や民俗資料の収集整理と保存・継承のため，既存の施設を利用して歴史資料室の整備を行います。
- 史跡等については，現状保存に努めるとともに，市民が身近に親しめるような環境づくりに努めます。

②　保存・継承活動への支援と活用

- 文化財等の保存・継承に関わる団体に対して支援を行います。
- 古い写真資料や無形文化財については，デジタル化による保存を進めます。
- 学校教育での体験や生涯学習など，幅広い年代の市民が文化財や伝統文化に触れる機会の拡充に努めます。

(2) 南溟館を中心とする芸術文化活動の推進

〔基本的方向〕

市民の芸術文化活動については，文化団体等の主体的な活動への支援やアートストリートを活用したソフト事業の展開とともに，国際芸術賞展開催に併せた南溟館の改修や市民の憩いの場として整備することを検討し，南薩の芸術文化活動の拠点づくりを進めます。

また，スポーツとともに芸術文化をまちづくりの中核として位置づけ，地域の魅力向上や活性化，それらによる関係人口の増加につなげます。

〔施策の概要〕

① 市民の主体的芸術文化活動の促進

- 文化協会等の文化活動団体に対し，活動の活性化に向けた情報提供などの支援を行います。
- 市総合文化祭をはじめ，文化団体やグループ活動の成果を発表する機会を拡充するなど，市民の主体的芸術文化活動の促進に向けた支援を行います。
- 枕崎国際芸術賞展をはじめ，企画展や演劇，コンサート等の自主企画を推進し，優れた芸術文化に接する機会を提供します。

② 芸術に親しむ憩いの場の整備

- 南溟館については，施設の改修と設備の充実を図り，芸術文化活動の拠点にふさわしい施設としての整備を図ります。
- 南溟館の周辺地域については，自然や芸術作品群とのふれあいの中で，景観を生かし楽しく散策できる芸術の森を目指して，敷地内への作品設置や憩いの場として整備します。

③ 市民の芸術文化意識の高揚

- 身近に芸術文化に接する場として整備したアートストリートでのソフト事業の展開により，文化意識の醸成を図ります。

5-5　多様な国際交流の推進

〔施策の体系〕

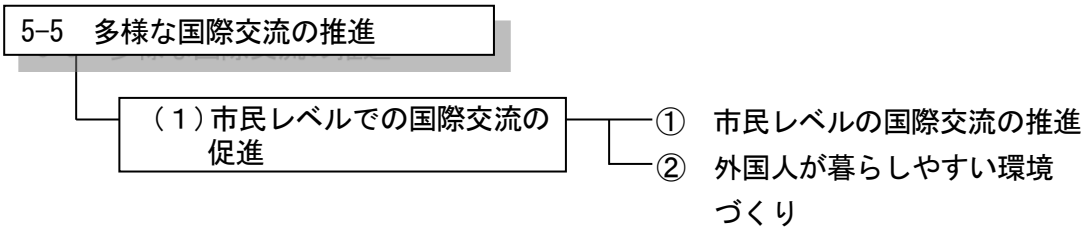

(1) 市民レベルでの国際交流の促進

〔基本的方向〕

派遣事業等の国際交流事業や市内での外国人との交流事業などを推進し，国際社会を身近に理解し，体験できる地域づくりを進めます。

また，在留外国人等に対する支援や外国人の受け入れに対する相談の充実などにより，外国人が暮らしやすく，訪れやすい地域づくりを進めます。

〔施策の概要〕

①　市民レベルの国際交流の推進

- 青少年国際交流派遣事業等を継続的に推進します。
- 市民や民間が推進する市民レベルの国際交流事業について支援します。
- 市民と在留外国人が交流するイベント等の交流事業を推進します。

②　外国人が暮らしやすい環境づくり

- 生涯学習講座等を利用して市民の外国語研修の場を提供します。
- 在留外国人に対する相談窓口の開設や語学取得への支援に取り組みます。

第６章　着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり（行財政）

6-1　協働のまちづくりの実践

〔施策の体系〕

- 6-1　協働のまちづくりの実践
  - （１）多様な市民参画に向けた環境づくり
    - ①　積極的な情報の提供
    - ②　市政への市民参加の促進
    - ③　市民とのパートナーシップの推進
  - （２）市民の自発的な活動の促進
    - ①　コミュニティ組織の強化
    - ②　コミュニティ活動の活性化
  - （３）男女がともに参画する社会の実現
    - ①　あらゆる場における男女共同参画の推進
    - ②　学習活動の充実
    - ③　男女共同参画の視点に立った地域づくり

(1) 多様な市民参画に向けた環境づくり

〔基本的方向〕

行政と市民との情報提供・情報交換を積極的に推進し，広報・広聴活動を充実するとともに，多種多様化する市民ニーズを的確に把握した施策の推進に努めます。

また，市民に語ることと，市民から聴くことを基本にし，真の市民参加と市民自治の実現を目指し，市民一人ひとりが誇りの持てるまちづくりを推進します。

さらに，市民一人ひとりが，まちづくりにおける役割と責任を自覚し，行政と協働していくための活動の目安となる「市民協働によるまちづくりを進めるための指針」を着実に推進するほか，その活動に住民が参加しやすい環境づくり，自発的な活動を支援する組織づくりに努めます。

〔施策の概要〕

① 積極的な情報の提供

- 関係各課と連携し，ホームページの情報の充実や適期掲載を図り，適切な情報発信に努めます。
- 読者が読みやすく，魅力ある広報紙づくりに努めます。
- テレホンサービスによる情報の提供を促進します。

② 市政への市民参加の促進

- 多くの市民の意見やアイデア等を把握するため，市長と語る会を開催します。また，各種業界等を対象とした語る会の開催やオンラインによる運営等も検討し，広聴活動の充実を図ります。
- 市政モニターとの意見交換会等を実施することによる活性化を目指します。
- 地域連絡員制度等の積極的な活用を推進します。

③ 市民とのパートナーシップの推進

- 行政と市民との相互理解と適切な役割分担に基づいた協働によるまちづくりを進めるため，研修機会の充実を図り，協働の担い手としての人材育成に努めます。
- 民間非営利活動等に対する窓口の充実に努め，自主・自発的な取組を支援します。
- ボランティア登録制度の充実を図り，市民のボランティア活動への参加を促進します。
- 地域づくり組織，民間非営利団体（ＮＰＯなど）等への行政事務等の委託を推進するなど，多様な主体により支え合うパートナーシップのまちづくりを推進します。

(2) 市民の自発的な活動の促進

〔基本的方向〕

市民が安全で快適に暮らし続けるためには，豊かで活力ある地域社会を存続させていくことが重要となるため，自らの地域を自らの力でつくり育てることを基本とした地域自立活動を促進し，地域づくりの活動が活発に展開されるよう地域活動活性化のための支援制度の充実や情報提供，人材育成などを進めます。

また，地域の特性を生かした個性あるまちづくりを行うため，住民自らが行う地域づくりのビジョンの実現を行政が支援しながら，「小さな拠点」事業として推進することにより，過疎化の進行に歯止めをかけます。

さらに，各地域や各団体が連携しネットワーク化することにより，さらなる地域活性化を図ります。

〔施策の概要〕

① **コミュニティ組織の強化**

- 基幹となる集落に生活サービスや地域活動拠点などの機能を集約化し，周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」の整備促進に取り組みます。また，各拠点に地域おこし協力隊など市外の人材を積極的に活用するなどして支援します。
- 住民主体のまちづくりを促進し，地域力を高める組織づくりや公民館組織の機能強化のため，公民館の活性化や複数公民館合同での活動等の推進を図ります。

② **コミュニティ活動の活性化**

- 地域コミュニティ活動の活性化のため，「地域活動活性化推進員制度」の拡大を図るとともに，活動の充実のため研修機会や情報の提供に努めます。
- 地域が自立し積極的な活動が展開されるよう，各地域の資源や人材を活用した取組を支援します。

(3) 男女がともに参画する社会の実現

〔基本的方向〕

将来にわたって持続可能で活力ある地域社会の実現のためには，すべての市民が性別にかかわりなく，その人権を尊重され，その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことが求められています。

しかしながら，配偶者等に対する暴力，性別による固定的な役割分担意識や社会慣行等は依然として根強く存在しており，真の男女平等への妨げとなる多くの課題が残されています。このような状況を踏まえ，令和３年度に新たに施行される男女共同参画推進条例に基づき，市，市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

〔施策の概要〕

① **あらゆる場における男女共同参画の推進**

- 配偶者等からの暴力に悩む女性を守るため，相談体制を整備し，支援の充実を図るとともに，市民に対する啓発を推進します。
- 社会のあらゆる分野において方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるように推進します。
- 市民への理解を深めるため，男女共同参画についての広報や情報提供等の充実を図ります。

- 事業者等に対する男女共同参画の推進や就業環境の整備の取組について情報提供や支援を行い推進を図ります。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため，多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを進めます。

② 学習活動の充実

- 生涯を通じての多様な学習機会の充実や，男女共同参画を推進する人材育成を図るため，講演会や研修会を開催します。

③ 男女共同参画の視点に立った地域づくり

- 地域におけるボランティア活動，国際交流活動，女性団体等の行う各種の自主的活動を支援します。
- 地域における多様な視点を反映した地域防災における取組を推進します。

6-2　質の高い市民サービスの実現

〔施策の体系〕

- 6-2　質の高い市民サービスの実現
  - （１）市民ニーズに対応したサービス体制の充実
    - ①　行政組織の整備・充実
    - ②　人材育成基本方針に沿った人材の育成
    - ③　庁舎の整備・充実
  - （２）簡素で効率的なサービス体制に向けた行政情報の活用
    - ①　マイナンバーを利用した住民の利便性の向上
    - ②　行政情報の活用
    - ③　情報の保護・安全対策の推進

(1) 市民ニーズに対応したサービス体制の充実

〔基本的方向〕

県からの権限移譲，新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応した機能的な組織機構の構築に取り組むとともに，枕崎市人材育成基本方針に沿って，各種研修を積極的に取り入れ，また，人事評価を行うことにより職員の能力開発，適材配置などの人事管理に役立て，人材育成や組織の活性化を進めます。

また，官民協働による利便性の高いサービスを提供することや，行政の各分野でＩＣＴ（情報通信技術）や社会保障・税番号（マイナンバー）制度などを最大限に活用するため，環境の整備を進めます。

さらに，庁舎の持つ住民サービスの機能と災害時の対策本部・基本施設としての機能を維持するため，現庁舎の計画的な修繕・改修を実施し，適切な維持管理に努めます。

体の不自由な方や高齢者への配慮，子育て支援等の住民ニーズに対応するため，庁舎環境の整備や行政執務スペースの見直しについて，検討を進めます。

〔施策の概要〕

① 行政組織の整備・充実

- 市民の行政ニーズ，社会情勢等に対応しながらスクラップ・アンド・ビルドの原則を堅持し，機能的・効率的な組織機構の確立に努めます。
- 新たな政策課題や重点施策等については，組織間の連携強化や相互調整を図るとともに，合理的な組織再編に取り組み，課題解決に努めます。
- 市民が求めるサービスを適切に提供するため，業務マニュアルの作成や窓口案内の改善など，住民満足度向上に向けた取組を推進します。
- 時間外延長窓口や公共施設の利用時間の弾力化など，窓口等サービス時間の弾力化を実施します。
- 課・係を越えた相互応援体制など，機動性や効率性の高い組織体制を検討し，業務の効率化を図ります。
- スポーツ・文化に関する事務事業を教育委員会から市長事務部局へ移管し，一元化することで，スポーツ・文化振興に向けた総合的な施策展開を図ります。

② 人材育成基本方針に沿った人材の育成

- 市民のニーズ・社会情勢に対応するため，職員研修を充実させることにより，専門的知識の向上を図ります。
- 人事評価を行うことにより職員の能力や適性などを客観的に評価し，能力開発，適材配置などの人事管理に役立て，人材育成や組織の活性化を進めていきます。

③ 庁舎の整備・充実

- 現庁舎については，枕崎市庁舎施設整備計画等に基づいた適切な維持管理に努めます。
- 新庁舎建設については，庁舎整備基金の積立を進めるとともに，整備に向けた検討を行います。

(2) 簡素で効率的なサービス体制に向けた行政情報の活用

〔基本的方向〕

マイナンバー制度の活用と行政のデジタル化の推進に向け，制度の周知を図り，より一層のマイナンバーカードの普及に努めるとともに，個人情報保護の観点から，更なるセキュリティ対策の強化を進めます。

また，地方税電子申告支援サービスのサービス拡充と利用拡大など，地方税の電子化の推進に努めるほか，コンビニ納付など，多様な納税方法を市民に対して提供します。さらに，各種証明書のコンビニ交付を検討するなど，住民の利便性や行政効率の向上に向けた取組を進めます。

〔施策の概要〕

① マイナンバーを利用した住民の利便性の向上

- 令和２年度に行われた国の実証事業によるコンビニ交付と，県内６市の行政システムユーザーで構成する自治体クラウドにおける標準的なコンビニ交付との比較検討を行い，コンビニ交付サービスの導入に取り組みます。

② 行政情報の活用

- 地方税電子申告支援サービスの更なる活用や住民税課税支援システムの習熟化により，課税業務の一層の効率化を図り，市民サービスの向上に努めます。
- 地方税電子申告支援サービスの機能拡充を進め，住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化や軽自動車関係手続の効率化に向けたオンライン・ワンストップ化等のシステム構築を取り組み，市民サービスの向上に努めます。
- 車検時に必要な納税証明書を不要とする軽自動車税納付確認システム（ＪＮＫＳ）を導入し，住民サービスの向上に努めます。
- 固定資産台帳及びマイラー（地籍調査時測量図面）を電子化し，課税業務の効率化や窓口対応の迅速化を図ります。
- コンビニ納付及び各種スマホ決済アプリを利用した市税等の収納方法の拡充と，住民の利便性を考慮した納付方式を検討します。

③ 情報の保護，安全対策の推進

- 個人情報等の安全を確保するための情報セキュリティ対策及び職員の研修を強化し，効率的で質の高い行政サービスの提供及び情報の保護・安全対策の推進に努めます。

6-3　着実で積極的な行財政改革の推進

〔施策の体系〕

- 6-3　着実で積極的な行財政改革の推進
  - （１）長期的展望に立った行財政の再構築
    - ①　行財政改革の推進
    - ②　民間委託等の推進
    - ③　事務事業の効率化
    - ④　人事管理の適正化
  - （２）行財政運営の健全化
    - ①　効率的・計画的な財政運営
    - ②　財政構造の健全化
    - ③　財政基盤の確立
    - ④　企業会計等の健全経営
    - ⑤　市有財産の適正な管理運用

(1) 長期的展望に立った行財政の再構築

〔基本的方向〕

限られた財源の中，最少の経費で最大の効果を生み出すという基本理念の下，事務事業や組織機構等の見直しを図ります。

組織機構の見直しについては，県からの権限移譲，新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応しながら全体的な組織機構のスリム化を図り，簡素で効率的な組織機構の構築に向けて取り組みます。また，政策課題や重点施策等については，人的資源の戦略的な配置や組織体制整備の観点から，効果的な施策実施を推進するため，組織の新設を含めた見直し，合理的な再編にも取り組みます。

行政の守備範囲を見直していく中で，民間と行政の適切な役割分担の下，事業や業務の担い手を見直すことにより，効率的・効果的な事業実施，事業成果の向上につながるものについては，積極的に民間委託等を進めます。また，公共施設への指定管理者制度導入についても，民間委託等と同様に推進します。

さらに，公共施設等の老朽化対策が課題となっており，厳しい財政状況が続く中で，今後，同時期に集中的に施設改修・更新等の財政需要が高まることが予想されます。公共施設等総合管理計画について個別施設計画を基に更新し，長期的な視点をもって，人口減少等による

施設の利用需要の変化も考慮し，更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに，公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

住民ニーズの多様化・高度化や複雑・困難化する行政課題等について，事務処理方法の見直しと，的確に対応できる人材の育成に努めます。人事評価を行うことにより，職員一人ひとりの能力・資質の向上に努め，組織全体の士気高揚と公務能率の向上を図ります。

〔施策の概要〕

① 行財政改革の推進

- 総合振興計画の事業計画や財政計画に連動した「行財政改革推進計画」に基づいて，計画的に行財政改革を推進します。
- その他の新たな行革案件についても積極的に取り組み，更なる行財政改革の推進を図ります。
- 各課で設定する目標，課題や主要施策について，その取組結果や実績・成果を精査・検証し，ＰＤＣＡサイクルの確立と効率的で質の高い行政運営に取り組みます。
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により，更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い財政負担の軽減・平準化を図り，公共施設の効率的かつ効果的な配置，運営に取り組みます。

② 民間委託等の推進

- 「民間にできることは可能な限り民間に委ねる」ことを基本として，施設管理や事務事業等について点検を行い，効果的で効率化が図られるものや事業成果の向上につながるものについては，積極的に民間委託等を推進します。
- 公の施設の管理について，民間事業者等が有するノウハウを活用することにより，住民サービスの質の向上が図られ，施設設置の目的を効果的に達成するものについては，指定管理者制度を導入します。

③ 事務事業の効率化

- 実施した事業等の実績・成果を検証し，以後の行政運営に反映させていく仕組みづくりを確立し，ＰＤＣＡサイクルを定着させて，住民満足度向上や事務事業の効率化を推進します。
- 事務事業全般にわたって，行政と民間・市民の役割分担のあり方や，受益と負担の公平確保・費用対効果などを精査し，事務事業の選択と重点化を図るとともに，事務事業の再編や整理等を進め，経費の節減と効率化を推進します。
- ＩＣＴの活用により，事務手続の簡素化や事務処理の迅速化を進め，市民の利便性の向上と事務の効率化を推進します。

④　人事管理の適正化

- 人事管理については，公務能率等の一層の増進を図るため，人事評価を行うことにより職員の能力開発等に努めます。

(2) 行財政運営の健全化

〔基本的方向〕

人口減少及び少子高齢化の進行に加え，新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い，市税をはじめとする自主財源や地方交付税など，必要となる一般財源総額の確保は厳しい状況となる一方で，社会保障関係費や公債費にかかる負担が増加することが予想される中，持続可能な財政構造を維持するため，効率的・計画的な財政運営，財政基盤の確立，企業会計等の健全経営などを通じて主要財政指標の適正な管理に努め，行財政運営の健全化に取り組みます。

また，財務諸表を活用し，健全化判断比率と組み合わせた分析を行うことで，中長期的な資産・債務管理や財政運営の効率化・適正化を図るとともに，財政運営における一層の透明性や説明責任の確保を図ります。

〔施策の概要〕

①　効率的・計画的な財政運営

- これまで以上に市民ニーズを的確に把握しながら，「選択と集中」の理念の下，必要性，緊急性，費用対効果や後年度負担などを総合的に勘案の上，真に必要となる事務事業を厳選して限られた財源を効果的・効率的に配分します。
- 社会経済情勢の変化に対応しながら歳入・歳出のバランスのとれた計画的な財政運営を行っていくために，中・長期的かつ総合的な展望に立った財政計画を策定します。
- 統一的な基準により整備する新たな財務諸表を活用し，健全化判断比率と組み合わせた分析を行うことで，中長期的な資産・債務管理や財政運営の効率化・適正化を図るとともに，財政運営における一層の透明性や説明責任の確保を図ります。

②　財政構造の健全化

- 職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況を十分に認識する中で，前例にとらわれない柔軟な発想やコスト意識を持ち，行財政改革推進計画の各推進項目を踏まえた，創意工夫による行財政改革の取組を推進し，財政の健全化を推進していきます。

③　財政基盤の確立

- 自主財源の確保のため，その根幹をなす市税については，課税客体の正確な捕捉に努め収納率の向上を図るとともに，税負担の公平を期す観点から特に滞納繰越分の収納に努めます。
- 分担金や負担金，使用料，手数料などの税外収入についても，事業の性格や受益の度合，負担能力等を総合的に検討して受益者負担の適正化を図るとともに，収入未済額の解消に努めます。
- 安定的な財政運営に必要となる財源を確保するため，地方交付税制度について，財政基盤の脆弱な地域の実情に配慮するよう引き続き国に要望します。
- 国県補助金等の活用を積極的に行い，特に第２期地方創生総合戦略に掲げる事業については，各課等施策間で連携する事業を構築し，地方創生推進交付金やＳＤＧｓ関連事業の補助金等の活用を図ります。
- ふるさと納税制度の更なる推進により，ふるさと応援寄附額の増によるまちづくり財源の確保と，地場産業の振興による税収確保に努めます。

④　企業会計等の健全経営

- 企業会計・特別会計については，業務の合理化と効率化を図るとともに，独立採算制を基調とした経営基盤の安定に努めます。
- 外郭団体等については，目的や機能を見直すとともに，より効果的，効率的な体制へと改善するために，外郭団体の機能見直しや再編を検討します。

⑤　市有財産の適正な管理運用

- 公共施設用地の適正な管理を図り，遊休地の処分に努めます。

6-4　生活圏の拡大に対応した広域行政の推進

〔施策の体系〕

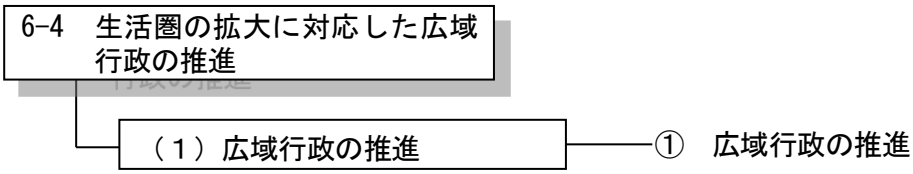

(1) 広域行政の推進

〔基本的方向〕

人口が減少する一方で生活圏は拡大する中，まちづくりや行政サービスのさらなる向上のためには，周辺市との連携が重要となっていることから，各市の地域性を活かしながら連携強化を図ります。

〔施策の概要〕

①　広域行政の推進

- 周辺市との連携を強化し，広域行政体制の再編・充実を図るとともに，事務の共同処理や施設の共同利用・政策連携を推進し，効果的・効率的な広域行政を展開します。
- 幅広い交流機会や連携の仕組みづくりを積極的に進め，集客・交流人口の拡大や新たな産業の創出，地域経済の活性化などに努めます。
- 観光，産業，学術・文化，環境，福祉など，共通する地域課題や目標により多様な都市間連携を推進し，交流のための組織化やイベント等の開催など，多様な分野における重層的な交流ネットワークを創造します。

参　考　資　料

○ 枕崎市総合開発協議会規則

○ 枕崎市総合開発協議会委員名簿

○ 用語の解説

枕崎市総合開発協議会規則

昭和52年3月30日
規則第２号

改正 令和２年12月28日規則第24号

（趣旨）

第１条　この規則は，枕崎市附属機関に関する条例（昭和52年条例第２号）第３条の規定に基づき，枕崎市総合開発協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第２条　協議会は，委員20人以内で組織する。

２　委員は，学識経験を有する者その他市長が必要と認める者の中からその都度市長が委嘱し，又は任命する。

３　委員は，当該諮問等にかかる審議が終了したときは，解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第３条　協議会に会長１人，副会長２人を置き，委員の互選とする。

２　会長は，会務を総理し，協議会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会は，会長が招集する。

２　協議会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第５条　会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，説明又は意見を聞くことができる。

（その他）

第６条　この規則に定めるもののほか，会議の運営その他に関し必要な事項は，会長が定める。

附　則

１　この規則は，昭和52年４月１日から施行する。

２　枕崎市総合開発協議会規則（昭和41年規則第13号）は，廃止する。

附　則（昭和56年８月28日規則第27号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（令和２年12月28日規則第24号）

この規則は，令和３年１月１日から施行する。

枕崎市総合開発協議会委員名簿

所属団体	役職名	氏名	備考
枕崎商工会議所	青年部会長	新屋敷　修　平	
枕崎市漁業協同組合	総合加工場長	揚　野　　功	副会長
枕崎水産加工業協同組合	参　　事	濵　田　直　樹	
南さつま農業協同組合枕崎支所	経　済　課　長	駒　水　信　一	
鹿児島県南薩地域振興局	総務企画部長	上　橋　　勉	
鹿児島県立枕崎高等学校	校　　長	平　井　孝　俊	
鹿児島県立鹿児島水産高等学校	校　　長	立　石　仁　志	会　長
枕崎金融協会	鹿児島銀行枕崎支店 支店長	黒　岩　隆　一	
加世田公共職業安定所	所　　長	蜷　川　一　誠	
枕崎市自治公民館連絡協議会	会　　長	林　　貢	
枕崎市ＰＴＡ連絡協議会	会　　長	岡　山　隆　二	
枕崎市社会福祉協議会	会　　長	加　藤　雄　教	
枕崎市建設業組合	組　合　長	長　野　義　哉	
枕崎市観光協会	会　　長	揚　野　卓　郎	
枕崎市男女共同参画推進懇話会	委　　員	尾　辻　里佳子	副会長
枕崎市ＮＰＯ法人代表 （読書推進団体 枕崎みしのたくかにと）	理　事　長	朝　田　栄　子	
枕崎青年会議所	理　事　長	福　元　勇一郎	

用 語 の 解 説

数字

6 次産業化（35）
「地域資源」を有効に活用し，農林漁業者（1 次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけではなく，自ら連携して加工（2 次産業）・流通や販売（3 次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで，地域の雇用確保や所得の向上を目指すもの。

8020（ハチマルニマル）運動（54）
80 歳になっても自分の歯を 20 本以上残そうという主旨の運動。生涯にわたり自分の歯を 20 本以上保つことで，十分な咀しゃくができるといわれている。生涯を通じて自分の歯で食生活を営むことは，健康づくりの基本である。

2050 カーボンニュートラル･脱炭素社会の実現（7）
菅義偉内閣総理大臣が 2020 年 10 月の所信表明演説で，2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると宣言し，二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から，森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを目指すとしたもの。

アルファベット

ＥＣサイト（41）
EC は Electronic commerce（電子商取引）の略。EC サイトとは，インターネット上で商品やサービスを販売するサイトのこと。

ＤＶ（66）
Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある，又はあった者から振るわれる暴力

ＧＡＰ（35）
Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等に内容に則して定められる点検項目に沿って，農業生産活動の各工程の正確な実施，記録，点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

ＧＩＧＡスクール構想（75，76）
児童生徒向けの一人一台の情報端末と，高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し，多様な子どもたちを誰一人取り残すことのなく，公正に個別最適化された創造性を育む教育を，全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

ＩＣＴ（75,91,95）
Information and Communication Technology の略。情報処理や情報通信に関する技術を総合的に差す用語。日本ではＩＴとして普及したが，国際的にはＩＣＴが広く使われている。

ＮＰＯ（39,62,72,88）
非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として，市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

ＰＤＣＡサイクル（95）
Plan-do-check-action サイクルの略。事業活動を行う上で，計画（Plan）を立てて実行（Check）し，結果を評価（do）後，改善（action）して次の段階へとつなげていく管理業務を円滑に進める手法。

ＳＤＧｓ（エスディージーズ）（97）
Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴールと 169 のターゲットで構成され，「誰一人取り残さない」ことを誓い，日本も積極的に取り組んでいる。

あ行

アグリノート（36）
パソコンやスマートフォンを使って，ほ場や農作業など営農に関する様々な情報を記録，集計，出力できる営農支援ソフトウェア。

アスベスト（10）
天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。以前はビルの吹き付けや断熱材，保温材などで広く使用されましたが，現在では，原則として製造等が禁止されている。吸い込むと肺線維症（じん肺），悪性中皮腫などの原因になる。

アンテナショップ（31）
新商品を試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつことからいう。

インターンシップ（30）
会社などでの実習訓練期間。体験就業。

延長保育（61）
保育所で，通常の保育時間を延長して行う保育。女性就労の増加や就労形態の変化に対応するもの。

オンライン（2,88,93）
パソコンやスマートフォンなどで，インターネットなどに接続して通信を行うこと。

か行

介護保険事業計画（72）
介護保険法の規定によって，厚生労働大臣が定める基本指針に即して，介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して，市町村が策定する計画。

介護予防ケアマネジメント事業（71）
要支援１．２の認定を受けた方及び事業対象者として選定された方を対象に課題分析，ケアプラン作成，担当者会議の開催，サービス開始後のモニタリングの一連の流れを支援していく事業。

学童保育（61）
両親が共働きであるなど保護者が不在である学童を，放課後一定時間保育すること。

家族経営協定（38）
家族全員が，意欲と生きがいをもって農業に取り組んでいける状況をつくりだすため，農業経営のやり方や報酬，休日の取り方，経営移譲計画，生活上の諸項目などについて取り決めを行うこと。

環境基本計画（8）
環境基本法に基づき，政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

危機管理体制（8）
大地震などの自然災害や，不測の事態に迅速・的確に対処できるよう，事前に準備しておく体制。

キャッシュレス決済（41）
クレジットカードや電子マネー，スマートフォン決済など，現金を使わずに支払いを行う決済方法。

地域ケア会議（71,73）
高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

ケアプラン（73）
介護保険制度で要介護認定を受けた場合，本人の希望や必要性に応じて利用限度額・回数のなかでサービスを組み合わせ，自立した生活を送るための計画。自分でも作成できるが，依頼すれば介護支援専門員が作成する。介護サービス計画。

後発医薬品（57）
ジェネリック医薬品とも言う。新薬の特許期間が満了後，厚生労働省の承認を得て製造・販売される医薬品のこと。新薬に比べ開発費が大幅に削減できるため，新薬と同じ有効成分，同等の効き目でありながら価格を低く抑えることができる。

コミュニティ組織（87,89）
人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域，およびその人々の集団。地域社会。共同体。

コミュニティ・ビジネス（41）
市民が主体となって地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し，またコミュニティの再生を通じてその活動の利益を還元するという事業の総称。

コミュニティ活動（87,89）
地域団体活動や地域におけるボランティア活動のこと。

コミュニティスポーツクラブ（81）
スポーツ施設を活用して用意された複数の種目を，地域住民の誰もが興味・関心に応じて定期的・継続的に行うことができ，会員が自主的に運営するクラブ。

さ行

再生可能エネルギー（7,8）
太陽光や風力，水力，バイオマスといった，環境への負荷が少ない自然の力を利用したエネルギー。

在宅福祉アドバイザー（72）
高齢者や障害者等の援護を必要とする方に対する安否確認などを行い，地域ぐるみの見守り体制を担う。

次世代自動車（8）
電気自動車や水素自動車，燃料電池車など，地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない，又は全く排出しないなどの環境にやさしい自動車。

自治体クラウド（26,93）
地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて，外部のデータセンターで保有・管理し，通信回線を経由して利用できるようにする取り組み。複数の地方公共団体のシステムの集約と共同利用を進めることにより，経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

循環型社会（8）
大量生産・大量消費をやめ，限りある資源を有効に使い，ごみをリサイクルして環境にできるだけ負担をかけない社会のこと。

小中連携教育（75）
小学校・中学校それぞれの枠組みの中で取り組んでいる教育内容・教育方法などを義務教育９年間という大きな枠組みの中で見直し，一人ひとりの個に応じた学習の展開と子どもの個性・能力の伸長を図るための教育。

食育（31,74,75,76）
心身の健康の基本となる，食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力，食べ方，調理法，味覚形成，食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力をつけることを目指す。

人材育成基本方針（91,92）
行財政改革の推進や地方分権の進展等に的確に対応できる高い業務遂行意欲と能力を備えた人材を育成するため，平成 16 年３月に本市において策定した基本方針。

スクラップ・アンド・ビルド（92）
行政機構における膨張抑制の方法の一。組織の新設にあたっては，同等の組織の廃止を条件とすること。

ストックマネジメント計画（6）
施設の状況を客観的に把握し，長期的な施設の状態を予測し，計画的かつ効率的に管理を行うための計画。

スマホ決済（93）
キャッシュレス決済の一つで，スマートフォンにあらかじめ設定したアプリケーション（アプリ）を用いて，現金を使わずに支払を行う決済方法。

総合行政ネットワーク（26）
地方自治体などが個別に運用するローカル・エリア・ネットワーク（LAN）を相互接続した広域ネットワーク（WAN）のこと。

た行

体験型観光（48,49）
自然や農林水産資源を活用し，地域住民との交流や地域イベントへの参加の中で，観光客が各種体験を行うスタイルの観光。

ダウンサイジング（5）
サイズ（規模）を小さくすること。モノや組織などに関して用いられる。

地域子育て支援センター（60）
少子化・核家族化の中，育児の相談・指導を行うなど子育てを支援していく拠点。エンゼル・プランにより 1995 年（平成 7）から事業が開始された少子化対策の一つで，各地域の保育所などが指定されている。

地域新電力会社（8）
行政，事業者，市民などが共同出資して設立し，エネルギーの地産地消と地域内の経済循環を目的として，主に小売電気事業を行う会社。

地域包括ケアシステム（70,71,72）
地域の実情に応じて，高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように，「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の支援が包括的に確保された体制のこと。

地域包括支援センター（71,73）
介護保険法における，介護予防支援，包括的支援事業等を実施し，地域住民を包括的に支援する施設。

地産地消（30,33,38,76）
地元で生産されたものを地元で消費すること。

中１ギャップ（75）
小学生が新中学１年生になったときに，学校生活や授業のやり方が今までとまったく違うため，新しい環境（学習・生活・人間関係）になじめないことから不登校になったり，いじめが急増したりするなどの現象。

デジタル化（25,26,84,92）
物質・システムなどの状態を，離散的な数字・文字などの信号によって表現すること。写真や資料等をパソコンに取り込むこと。

テレワーク（45）
「Tele＝離れた」と「Work＝働く」を合わせた造語で，情報通信技術を使い時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

電子自治体（25）
地方自治体における申請などの手続きを，インターネット上で可能にするシステム。

特殊詐欺（17）
代表的なものとして，振り込め詐欺（オレオレ詐欺，架空請求詐欺，融資保証金詐欺，還付金等詐欺）を指す。

特別保育事業（61）
通常の保育の他に，延長保育事業，一時保育事業，障害児保育事業などのように，地域における保育需要や社会の変化に対応するため実施される保育事業。

土地総合行政情報システム（35）
土地の基本的な情報である地図情報システムをデータベースとして，固定資産税（土地等の評価），農業，道路，上下水道等の情報を取り入れ，地図情報を土地関連行政全般にわたり利活用するシステム。

な行

二次医療機関（56）
入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院，専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院。

認定農業者（37,38）
農業者自らが，経営の一層のステップアップを図る農業経営の目標を立て，地方自治体が地域における担い手として認定した農業者。

農業振興地域整備計画（19）
土地区分や農業上の用途区分など農業振興地域について定めたもの。

ノーマライゼーション（64）
障害者や高齢者はもちろん，子ども，女性等を含めたすべての人が，家庭や地域で共に暮らし，普通の生活を送ることができる社会をつくるという考え方。

は行

バイオマス（7,8）
再生可能な，生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。間伐材や食品廃棄物，下水汚泥，サトウキビやトウモロコシなどの農産物などが挙げられる。

パートナーシップ（87,88）
協力関係。共同。提携。

病院群輪番制（56）
手術・入院を要する重症患者の治療を担う第二次救急体制のうち，地域において数病院が交代で休日・夜間に診療する体制。

ファミリー・サポート・センター（60）
育児・介護について，援助を受けたい人（依頼人）と行いたい人（支援人）が会員となり，相互に助け合う制度。仕事と育児・介護を両立できる社会環境をめざす。市区町村への補助事業として，厚生労働省が 1994 年（平成 6）より実施。

ポケットパーク（41）
街角等の小さな空間を生かして造られた公園。

ホスピタリティ（51）
訪問者を丁重にもてなすこと。

ま行

マイナンバー（25,26,41,91,92,93）
日本に住民票を有するすべての方（外国人も含む）が持つ 12 桁の番号。社会保障，税，災害対策の３分野で，複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。

マスタープラン（8）
基本となる総合的な計画。

メンタルヘルスケア（52,54）
精神衛生上の健康管理。

や行

有収率（4）
供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。水道事業の効率性を計る指標のひとつ。

用途地域（19,20）
住宅，工場，商業など用途の混在を防ぎ計画的な街づくりをするため，建築物の用途を制限した地域。

ら行

ライフサイクルコスト（6）
建物・構造物の費用を，企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・解体・廃棄までのすべての段階のコスト（費用）をまとめて考えたもの。

ライフステージ（65,66）
人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

わ行

ワンストップ（44,63,93）
１か所で複数の事務手続きができたり，サービスを受けられたりすること。

第６次枕崎市総合振興計画後期基本計画

令和３年３月

発行／鹿児島県枕崎市　編集／枕崎市企画調整課